

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和4年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1～第2 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～16 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(18～28 省略)</p> <p>(第4～7 省略)</p> <p style="text-align: center;">第8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～134 省略)</p> <p>135 <u>事業用資産についての贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 (通知用)</u></p> <p>136 <u>事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書</u></p> <p>137 <u>事業用資産に関する明細書 (継続届出用)</u></p> <p>138 <u>事業用資産に係る事業に関する明細書 (継続届出用)</u></p> <p>139 <u>事業用資産に係る事業に関する明細書 (継続届出用) 別紙</u></p> <p>140 <u>事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>141 <u>事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書 (継続届出用)</u></p> <p>142 <u>猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書 (通知用)</u></p> <p>(143 省略)</p> <p>144 <u>買換資産の取得に関する承認申請に対する承認 (却下) 書 (通知用)</u></p> <p>(145～146 省略)</p> <p>147 <u>事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (死亡免除)</u></p> <p>148 <u>事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (事業継続困難免除)</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和3年12月21日</u>現在の法令に基づくものである。。</p> <p>(第1～第2 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～16 同左)</p> <p><u>17 平成 年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書</u></p> <p>(18～28 同左)</p> <p>(第4～7 同左)</p> <p style="text-align: center;">第8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～134 同左)</p> <p>135 事業用資産の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書 (通知用)</p> <p>136 <u>猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税・相続税額の通知書 (通知用)</u></p> <p>137 <u>事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (死亡免除)</u></p> <p>138 <u>事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書 (事業継続困難免除)</u></p> <p>139 <u>事業用資産に関する明細書 (免除届出用)</u></p> <p>140 <u>事業用資産に係る事業に関する明細書 (免除届出書)</u></p> <p><u>140-1 必要経費不算入対価等の明細書</u></p> <p><u>140-2 事業用資産に係る事業に関する明細書 (免除届出書) 別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】</u></p> <p>141 <u>納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書 (免除届出用)</u></p> <p>142 <u>事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書</u></p> <p>(143 同左)</p> <p>144 <u>買替資産の取得に関する承認申請に対する承認 (却下) 通知書</u></p> <p>(145～146 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

改正後	改正前
149 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）	（新規）
150 事業用資産に関する明細書（免除届出用）	（新規）
151 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）	（新規）
152 必要経費不算入対価等の明細書	（新規）
153 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙	（新規）
154 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）	（新規）
155 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書	（新規）
156 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書	（新規）
157 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）	（新規）
158 事業用資産についての贈与税・相続税額の破産等免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）	（新規）
159 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書	（新規）
160 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書	（新規）
161 事業用資産についての贈与税・相続税額の差額免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）	（新規）
162 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書	（新規）
163 特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）	（新規）
164 事業用資産についての贈与税・相続税額の再計算免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）	（新規）
165 事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書	（新規）
166 事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	（新規）
167 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書	（新規）
168 現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）	（新規）
169 現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙	（新規）
170 現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書	（新規）
171 現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）	（新規）
172 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）	（新規）
173 現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）	（新規）
174 現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）別紙	（新規）
175 現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）	（新規）
176 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）	（新規）
177 特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の特例受贈事業用資産に係る事業（現物出資に係る承継会社）に関する明細書	（新規）
178 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書	（新規）
179 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税額の破産等免除申請に対する承認（却下・	（新規）

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
11 同（第6表）
13-3 同（第8の2表の付表2）
13-4 同（第8の2表の付表3）
13-11-2 同（第8の6表の付表2の2）
37-1 同（第8の2表）
37-1-1 同（第8の2の2表）

第3 《贈与税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
18-2 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）
18-3 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
22 猶予期限が確定した <small>贈与税額 相続税額</small> の通知書（通知用）
94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）
94-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）
94-2 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）別紙
94-3 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙
94-4 認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
94-5 特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）
98-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）
98-2 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）別紙
98-3 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙
133 事業用資産の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）
134 事業用資産の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）

- 135 事業用資産についての贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）
- 136 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書
- 137 事業用資産に関する明細書（継続届出用）
- 138 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
- 139 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙
- 140 事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
- 141 事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）
- 142 猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書（通知用）
- 143 買換資産の取得に関する承認申請書
- 144 買換資産の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
- 145 買換資産の取得価額等の明細書
- 146 事業用資産の廃棄届出書
- 147 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
- 148 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）
- 149 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）
- 150 事業用資産に関する明細書（免除届出用）
- 151 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
- 152 必要経費不算入対価等の明細書
- 153 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
- 154 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）
- 155 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書
- 156 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
- 157 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）
- 158 事業用資産についての贈与税・相続税額の破産等免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）
- 159 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- 160 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書
- 161 事業用資産についての贈与税・相続税額の差額免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）
- 162 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書
- 163 特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）
- 164 事業用資産についての贈与税・相続税額の再計算免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）
- 165 事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書
- 166 事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

- 167 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書
- 168 現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）
- 169 現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙
- 170 現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
- 171 現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）
- 172 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
- 173 現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）
- 174 現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）別紙
- 175 現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書（免除届出用）
- 176 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）
- 177 特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の特例受贈事業用資産に係る事業（現物出資に係る承継会社）に関する明細書
- 178 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
- 179 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税額の破産等免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）
- 180 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- 181 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税額の差額免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）
- 182 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書
- 183 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税額の追加免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）
- 184 現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書
- 185 現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税額の再計算免除申請に対する承認（却下・一部却下）通知書（通知用）
- 186 災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書
- 187 準用租税特別措置法第70条の7第30項第4号・第70条の7の2第31項第4号の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式

- 3 同（第1表 死亡した贈与者・遺贈者用）
- 25 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

改正後	改正前																																																				
<div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">未成年者控除額 障害者控除額の計算書</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">被相続人 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1 未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳[※]にならない人がいる場合に記入します。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 15%;">未成年者の氏名</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> <tr> <td>年 齢 (1年未満切捨て) ①</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 ②</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ③</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 令和4年3月31日以前は、「20歳」となります。 2 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。 4 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td>控除しきれない金額(②-③) ④</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> </table> <p>(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 15%;">扶養義務者の氏名</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> <tr> <td>扶養義務者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ⑤</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 ⑥</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; font-size: 0.7em;">第6表 (令和4年4月分以降用)</div> </div> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> <div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">未成年者控除額 障害者控除額の計算書</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">被相続人 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1 未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳[※]にならない人がいる場合に記入します。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 15%;">未成年者の氏名</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> <tr> <td>年 齢 (1年未満切捨て) ①</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 ②</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ③</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 令和4年4月1日以降は、「18歳」となります。 2 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。 4 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td>控除しきれない金額(②-③) ④</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> </table> <p>(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 15%;">扶養義務者の氏名</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> <tr> <td>扶養義務者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ⑤</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 ⑥</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; font-size: 0.7em;">第6表 (平成27年分以降用)</div> </div> </td>	未成年者の氏名	計	年 齢 (1年未満切捨て) ①	円	未成年者控除額 ②	円	未成年者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ③	円	控除しきれない金額(②-③) ④	円	円	円	円	円		計				④	扶養義務者の氏名	計	扶養義務者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ⑤	円	未成年者控除額 ⑥	円	<div style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">未成年者控除額 障害者控除額の計算書</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">被相続人 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>1 未成年者控除（この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳[※]にならない人がいる場合に記入します。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 15%;">未成年者の氏名</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> <tr> <td>年 齢 (1年未満切捨て) ①</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 ②</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ③</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 令和4年4月1日以降は、「18歳」となります。 2 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。 4 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td>控除しきれない金額(②-③) ④</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> </table> <p>(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <th style="width: 15%;">扶養義務者の氏名</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> <tr> <td>扶養義務者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ⑤</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 ⑥</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑩」欄に転記します。</p> </div> <div style="width: 5%; text-align: center; font-size: 0.7em;">第6表 (平成27年分以降用)</div> </div>	未成年者の氏名	計	年 齢 (1年未満切捨て) ①	円	未成年者控除額 ②	円	未成年者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ③	円	控除しきれない金額(②-③) ④	円	円	円	円	円		計				④	扶養義務者の氏名	計	扶養義務者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ⑤	円	未成年者控除額 ⑥	円
未成年者の氏名	計																																																				
年 齢 (1年未満切捨て) ①	円																																																				
未成年者控除額 ②	円																																																				
未成年者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ③	円																																																				
控除しきれない金額(②-③) ④	円	円	円	円	円																																																
	計				④																																																
扶養義務者の氏名	計																																																				
扶養義務者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ⑤	円																																																				
未成年者控除額 ⑥	円																																																				
未成年者の氏名	計																																																				
年 齢 (1年未満切捨て) ①	円																																																				
未成年者控除額 ②	円																																																				
未成年者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ③	円																																																				
控除しきれない金額(②-③) ④	円	円	円	円	円																																																
	計				④																																																
扶養義務者の氏名	計																																																				
扶養義務者の第1表の⑩+⑪-⑫-⑬又は⑭+⑮-⑯-⑰の相続税額 ⑤	円																																																				
未成年者控除額 ⑥	円																																																				

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等...

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等...

1 対象非上場株式等に係る会社
① 会社名
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)
③ 事業種目
④ 相続開始の時にける資本金の額
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額
⑥ 相続開始の時にける従業員数
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名

1 対象非上場株式等に係る会社
① 会社名
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)
③ 事業種目
④ 相続開始の時にける資本金の額
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額
⑥ 相続開始の時にける従業員数
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名

2 対象非上場株式等の明細
(1) 相続開始の時にける発行済株式等の総数等
(2) 対象非上場株式等の明細

2 対象非上場株式等の明細
(1) 相続開始の時にける発行済株式等の総数等
(2) 対象非上場株式等の明細

Table with columns: 区分, 受贈年月日, 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等, 被相続人から贈与により取得した株式等の数等, ①又は②のうち制度の適用を受ける株式等の数等, 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照), 価額(③×④)

Table with columns: 区分, 受贈年月日, 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等, 被相続人から贈与により取得した株式等の数等, ①又は②のうち制度の適用を受ける株式等の数等, 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照), 価額(③×④)

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(同法第70条の7の2)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(同法第70条の7の2)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。

6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意
私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意
私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認
第8の2表の付表2(令4.7) (資4-20-9-4-A4統一)

※税務署整理欄 法人管轄番号 入力 確認
第8の2表の付表2(令3.7) (資4-20-9-4-A4統一)

第8の2表の付表2 (平成31年1月分以降用)

第8の2表の付表2 (平成31年1月分以降用)

※この項目は記入する必要はありません

※この項目は記入する必要はありません

改 正 後

《 書 き か た 等 》

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等**
- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限り。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等」についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄**
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係）をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象非上場株式等の明細」欄**
- (1) ①欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等」に係る対象非上場株式等の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けたい場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（3)において同じです。）。
- (3) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等」に係る対象非上場株式等の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等」に係る対象非上場株式等及び「ロ 特定同族株式等」に係る対象非上場株式等の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) ②の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄**
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与又は被相続人の氏名を記入してください。
- 5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄**
- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時を有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
- 6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄**
- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。
- (令4.7)

改 正 前

《 書 き か た 等 》

- 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等**
- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限り。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等」についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄**
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係）をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象非上場株式等の明細」欄**
- (1) ①欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等」に係る対象非上場株式等の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けたい場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの制度の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（3)において同じです。）。
- (3) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等」に係る対象非上場株式等の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) ②の「イ 特定受贈同族会社株式等」に係る対象非上場株式等及び「ロ 特定同族株式等」に係る対象非上場株式等の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) ②の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限り）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
- 4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄**
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与又は被相続人の氏名を記入してください。
- 5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄**
- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時を有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。
- 6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄**
- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。
- (令3.7)

改正後

改正前

非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式会社等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の4）」の適用を受ける対象相続非上場株式会社等について、その明細を記入します。

1 対象相続非上場株式会社等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の時にける経営相続継受者	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	受贈者の役職名	
③ 事業種目		⑧ 円簿化法の確認状況	確認年月日 年 月 日
④ 相続開始の時にける資本金の額	円	⑨ 確認番号	
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人		

(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた対象受贈非上場株式会社等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑩までの名簿を記入します。
2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
4 ⑨欄は、対象相続非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式会社等の会社との支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式会社等の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第2項第1号に掲げ法人の株式等（対象相続非上場株式会社等に係る会社が管轄保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同第2号に掲げる医師法人の出身の有無について記入します。

2 対象相続非上場株式会社等の明細

受贈年月日	① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時にける保有していた株式等の数等	③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)	⑤ 価額(④×③(ただし「(注)5」参照))
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A 円

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2 次の場合で⑤欄の数等又は⑥欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
・ 贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合
・ 相続特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
3 ③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
4 ⑤欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社の株式等をしていないものとして計算した場合は、税務署にお尋ねください。
5 対象相続非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式会社等の会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第2項第1号に掲げ法人の株式等（対象相続非上場株式会社等に係る会社が管轄保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同第2号に掲げる医師法人の出身を有する場合は納税猶予分の相続税額の計算の基礎となる対象相続非上場株式会社等の価額は、相続特別措置法第70条の7第4項第1項の対象受贈非上場株式会社等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける対象受贈非上場株式会社等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社法等外国会社の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
6 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算
この欄は、「2 対象相続非上場株式会社等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上付)	② 経営相続継受受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等 (赤字の場合は0)	③ (①-②)の数等 (③欄の数等と②の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と②の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項
この欄は、経営相続継受受贈者が、「2 対象相続非上場株式会社等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象相続非上場株式会社等に係る会社の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の4）又は「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	署

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
2 ①欄は、取得の原因をすべて記入してください。
3 ③欄は、最初の贈与又は相続によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受けている、又は受けようとする贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
4 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式会社等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の4）」の適用を受ける対象相続非上場株式会社等について、その明細を記入します。

1 対象相続非上場株式会社等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の時にける経営相続継受者	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)	受贈者の役職名	
③ 事業種目		⑧ 円簿化法の確認状況	確認年月日 年 月 日
④ 相続開始の時にける資本金の額	円	⑨ 確認番号	
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人		

(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた対象受贈非上場株式会社等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑩までの名簿を記入します。
2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
4 ⑨欄は、対象相続非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式会社等の会社との支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式会社等の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第2項第1号に掲げ法人の株式等（対象相続非上場株式会社等に係る会社が管轄保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同第2号に掲げる医師法人の出身の有無について記入します。

2 対象相続非上場株式会社等の明細

受贈年月日	① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時にける保有していた株式等の数等	③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)	⑤ 価額(④×③(ただし「(注)5」参照))
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A 円

(注) 1 ①から⑤欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
2 次の場合で⑤欄の数等又は⑥欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
・ 贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合
・ 相続特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
3 ③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
4 ⑤欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社の株式等をしていないものとして計算した場合は、税務署にお尋ねください。
5 対象相続非上場株式会社等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の4第4項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって対象相続非上場株式会社等の会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象相続非上場株式会社等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、相続特別措置法施行令第40条の8の4第8項において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第2項第1号に掲げ法人の株式等（対象相続非上場株式会社等に係る会社が管轄保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同第2号に掲げる医師法人の出身を有する場合は納税猶予分の相続税額の計算の基礎となる対象相続非上場株式会社等の価額は、相続特別措置法第70条の7第4項第1項の対象受贈非上場株式会社等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける対象受贈非上場株式会社等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社法等外国会社の株式等を有していたものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
6 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算
この欄は、「2 対象相続非上場株式会社等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上付)	② 経営相続継受受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等 (赤字の場合は0)	③ (①-②)の数等 (③欄の数等と②の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と②の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 最初の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項
この欄は、経営相続継受受贈者が、「2 対象相続非上場株式会社等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象相続非上場株式会社等に係る会社の非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の4）又は「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	署

(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
2 ①欄は、取得の原因をすべて記入してください。
3 ③欄は、最初の贈与又は相続によるその会社の非上場株式会社等の取得について、非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受けている、又は受けようとする贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
4 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式会社等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

第8の2表の付表3(平成31年1月分以降用)

第8の2表の付表3(平成31年1月分以降用)

※この項目は記入する必要はありません

※この項目は記入する必要はありません

改正後

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

Table with 4 columns: ① 会社名, ② 会社の整理番号, ③ 事業種目, ④ 相続開始時における資本金の額, ⑤ 相続開始時における資本準備金の額. Includes sub-headers for ⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等 and ⑦ 相続開始時における常時使用従業員数.

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から⑦までの各欄を記入します。

2 特例受贈事業用資産である株式等の明細

Table with 4 columns: ① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額, ② ①の株式等の数等, ③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等, ④ 価額. Includes formula (①×③/②).

(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基本となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基本となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」と及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等にはチェックをしてください）。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

Table for ① 受贈宅地等に関する事項. Columns: a 所在場所, b 面積, c 価額. Includes sub-headers for d 受贈宅地等の面積の合計, e 受贈宅地等の価額の合計, f 現物出資受贈宅地等の価額.

Table for ② 受贈建物に関する事項. Columns: a 所在場所, b 面積. Includes sub-headers for c 所在場所, d 面積.

(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。2 fの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、チェックの入った項目のeの合計を記載してください。

4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、②③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

Table for ① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算. Columns: a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額, b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額, c bのうち現物出資受贈宅地等の価額, d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額, e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積, f eのうち、この特例の適用を受ける面積.

(注) 1 ①f欄の「eのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。2 ②d欄の数等に1株未満の端数が生じた場合は、切り上げて差し支えありません。

Table for ② 限度数（限度額）の計算. Columns: a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等, b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等, c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等, d 限度数（限度額）.

※の項目は記入する必要がありません。

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

Table with 4 columns: ① 会社名, ② 会社の整理番号, ③ 事業種目, ④ 相続開始時における資本金の額, ⑤ 相続開始時における資本準備金の額. Includes sub-headers for ⑥ 相続開始時における発行済株式等の総数等 and ⑦ 相続開始時における常時使用従業員数.

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から⑦までの各欄を記入します。

2 特例受贈事業用資産である株式等の明細

Table with 4 columns: ① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額, ② ①の株式等の数等, ③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等, ④ 価額. Includes formula (①×③/②).

(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基本となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税猶予税額の基本となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」と及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等にはチェックをしてください）。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

Table for ① 受贈宅地等に関する事項. Columns: a 所在場所, b 面積, c 価額. Includes sub-headers for d 受贈宅地等の面積の合計, e 受贈宅地等の価額の合計, f 現物出資受贈宅地等の価額.

Table for ② 受贈建物に関する事項. Columns: a 所在場所, b 面積. Includes sub-headers for c 所在場所, d 面積.

(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。2 fの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、チェックの入った項目のeの合計を記載してください。

4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、②③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

Table for ① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算. Columns: a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額, b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時の価額の合計額, c bのうち現物出資受贈宅地等の価額, d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額, e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積, f eのうち、この特例の適用を受ける面積.

(注) 1 ①f欄の「eのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。2 ②d欄の数等に1株未満の端数が生じた場合は、切り上げて差し支えありません。

Table for ② 限度数（限度額）の計算. Columns: a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等, b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等, c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等, d 限度数（限度額）.

※の項目は記入する必要がありません。

第8の6表の付表2の2（令和2年分以降用）

第8の6表の付表2の2（令和2年分以降用）

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営承継承認受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用する。
(注)1 経営承継相続人等及び経営承継承認受贈者に該当する人を、以下の計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記していただきます。
2 非上場株式等について「相続税の納税猶予に係る「税務措置」の適用を受ける場合には第8の2表（修正申告用）を使用してください。

1 株式等納税猶予税額の基礎となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include ① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額, ② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額, ③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額, ④ 控除未済債務額, ⑤ 特定価額, ⑥ 特定価額の20%に相当する金額, ⑦ 経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額, ⑧ 基礎控除額, ⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額, ⑩ 特定価額の20%に相当する金額.

2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

Table with columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に応ずる取得金額, 特定価額に基づく相続税の総額. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑩(⑩×①)の金額は、経営承継人が相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、修正申告書第3表・第8表2の1の⑩欄」の金額となります。また、⑩欄の「修正申告書第1表の⑩(⑩×①)の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人の中から相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑩欄」の金額となります。
2 ⑧及び⑨欄は第2表の「法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤(左の法定相続人に応じた法定相続分)」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include ① (経営承継人の修正申告書第1表の⑧+⑨+⑩)の金額, ② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額, ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ④ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額, ⑥ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ⑦ (a-b-c)の金額, ⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額, ⑨ 株式等納税猶予税額.

(注) 1 c欄の算式中の「修正申告書第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑦欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「(a-b-c)」の金額が⑩欄の⑩欄の金額を超える場合には、⑩欄の⑩欄の金額にそのまま（⑧及び⑩欄の⑩欄も同様です）。ただし、この前後の適用を受ける対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等又は対象相続非上場株式等の明細」欄に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等又は対象相続非上場株式等の明細」欄に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等）の計算額又は税額の計算額がなかった場合、その限りだけ修正するものであるときは、⑦欄の⑩欄の金額は、⑩欄の⑩欄の金額を超えることができます。
3 ⑩欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が1社の場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、いからばまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表2の「2 対象非上場株式等の明細」の⑩欄並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の順に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
4 ⑩欄のA欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑩欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。

※ 税務業務整理欄 入力 確認

株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営承継承認受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用する。
(注) 1 経営承継相続人等及び経営承継承認受贈者に該当する人を、以下の計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記していただきます。
2 非上場株式等について「相続税の納税猶予に係る「税務措置」の適用を受ける場合には第8の2表（修正申告用）を使用してください。

1 株式等納税猶予税額の基礎となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include ① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額, ② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額, ③ 経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額, ④ 控除未済債務額, ⑤ 特定価額, ⑥ 特定価額の20%に相当する金額, ⑦ 経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額, ⑧ 基礎控除額, ⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額, ⑩ 特定価額の20%に相当する金額.

2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

Table with columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に応ずる取得金額, 特定価額に基づく相続税の総額. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑩(⑩×①)の金額は、経営承継人が相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、修正申告書第3表・第8表2の1の⑩欄」の金額となります。また、⑩欄の「修正申告書第1表の⑩(⑩×①)の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人の中から相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑩欄」の金額となります。
2 ⑧及び⑨欄は第2表の「法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤(左の法定相続人に応じた法定相続分)」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include ① (経営承継人の修正申告書第1表の⑧+⑨+⑩)の金額, ② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額, ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ④ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額, ⑥ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ⑦ (a-b-c)の金額, ⑧ 対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額, ⑨ 株式等納税猶予税額.

(注) 1 c欄の算式中の「修正申告書第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。
2 ⑦欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「(a-b-c)」の金額が⑩欄の⑩欄の金額を超える場合には、⑩欄の⑩欄の金額にそのまま（⑧及び⑩欄の⑩欄も同様です）。ただし、この前後の適用を受ける対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等又は対象相続非上場株式等の明細」欄に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等又は対象相続非上場株式等の明細」欄に記入した対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等）の計算額又は税額の計算額がなかった場合、その限りだけ修正するものであるときは、⑦欄の⑩欄の金額は、⑩欄の⑩欄の金額を超えることができます。
3 ⑩欄について、対象非上場株式等又は対象相続非上場株式等に係る会社が1社の場合、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、いからばまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表2の「2 対象非上場株式等の明細」の⑩欄並びに第8の2表の付表3の「2 対象相続非上場株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の順に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
4 ⑩欄のA欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。なお、経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑩欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第8の8表の「株式等納税猶予税額②」欄に転記します。

※ 税務業務整理欄 入力 確認

第8の2表（修正申告用）平成31年1月分以降用

第8の2表（修正申告用）平成31年1月分以降用

※ 税務業務整理欄 入力 確認

※ 税務業務整理欄 入力 確認

改正後

改正前

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕

氏名 殿

氏名 殿

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の⑫欄又は⑬欄の金額は、「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑫欄又は⑬欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。
課税標準等の計算明細の⑫欄又は⑬欄の金額は、「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑫欄又は⑬欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

○課税標準等の計算明細

Table with 5 columns: 区, 分, 当初課税額(額), 額, 増減(Δ)差額. Rows include 住宅取得等資金の合計額, 住宅資金非課税限度額, 平成27年分からの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額, etc.

Table with 5 columns: 区, 分, 当初課税額(額), 額, 増減(Δ)差額. Rows include 住宅取得等資金の合計額, 住宅資金非課税限度額, 平成27年分からの令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額, etc.

改正後

改正前

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

令和 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 _____ 殿

氏名 _____ 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の④欄又は⑤欄の金額は、「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「令和3年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、④欄又は⑤欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の④欄又は⑤欄の金額は、「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、④欄又は⑤欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

(第一表の三)(令和3年分用)

(第一表の三)(令和2年分用)

○課税標準等の計算明細

○課税標準等の計算明細

区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額 ①			
住宅取得等資金の合計額 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から令和2年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④) ⑤			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
令和元年分及び令和2年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額 ⑦			
特別住宅資金非課税限度額の残額 (⑥ - ⑦) ⑧			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑨			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑩			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑨ + ⑩) ⑪			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑨) ⑫			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑩) ⑬			

区 分	当初課税額(額)	額	増減(Δ)差額
住宅取得等資金の合計額 ①			
住宅取得等資金の合計額 ②			
住宅資金非課税限度額 ③			
平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④) ⑤			
特別住宅資金非課税限度額 ⑥			
令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額 ⑦			
特別住宅資金非課税限度額の残額 (⑥ - ⑦) ⑧			
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑨			
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑩			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑨ + ⑩) ⑪			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑨) ⑫			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑩) ⑬			

改正後

改正前

〒 _____ 第 _____ 号
 住 所 _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 氏 名 _____ 殿
 _____ 税 務 署 長 印

(通 知 用)

**猶予期限が確定した贈与税額
相続税額の通知書**

あなたが _____ 殿から 贈 与 により取得した農地等の 贈与税 については、
 相続 (遺贈) 租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおり
 第70条の6第1項 その猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた 贈与税の額 ----- _____ 円
 相続税

2 猶予期限が確定した 贈与税の額 (猶予確定税額) ----- _____ 円
 相続税
 ほか利子税の額
 (租税特別措置法第70条の8 (□該当・□非該当)) _____ 円

3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税の額 ----- _____ 円
 相続税

4 確定した 贈与税の猶予期限 ----- 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 相続税

5 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した 贈与税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 急 同封の納付書に
 相続税 により日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (ゆうちょ銀行を含む。)) 又は当税務署
 へ納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の
 猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せ
 て納付してください。

**猶予期限が確定した贈与税額
相続税額の通知書**

〒 _____ 第 _____ 号
 住 所 _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 氏 名 _____ 殿
 _____ 税 務 署 長 印

あなたが _____ 殿から 贈 与 により取得した農地等の 贈与税 については、
 相続 (遺贈) 租税特別措置法 第70条の4第1項 の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおり
 第70条の6第1項 りその猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた 贈与税の額 ----- _____ 円
 相続税

2 猶予期限が確定した 贈与税の額 (猶予確定税額) ----- _____ 円
 相続税
 ほか利子税の額
 (租税特別措置法第70条の8 (□該当・□非該当)) _____ 円

3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税の額 ----- _____ 円
 相続税

4 確定した 贈与税の猶予期限 ----- 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 相続税

5 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した 贈与税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 急 同封の納付書に
 相続税 により日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ
 納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の
 猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併
 せて納付してください。

(通 知 用)

改 正 後

猶予期限が確定した贈与税額
相続税額 の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改 正 前

猶予期限が確定した贈与税額
相続税額 の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改正後

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

租税特別措置法施行令第40条の8第36項第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称(変更前) 本店の所在地(変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

※ 報告基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項等を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額
② 直前の事業年度末における準備金の額
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
④ 直前の事業年度における総収入金額

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入
有価証券
不動産
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石
現金、預貯金等

⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)

⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)

⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)

⑨ 特定資産の保有割合(⑦/(③+⑥)) % ⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧/④) %

⑪ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合(第4)又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合(第5)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

租税特別措置法施行令第40条の8第36項第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称(変更前) 本店の所在地(変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

※ 報告基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項等を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額
② 直前の事業年度末における準備金の額
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
④ 直前の事業年度における総収入金額

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入
有価証券
不動産
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石
現金、預貯金等

⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)

⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)

⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)

⑨ 特定資産の保有割合(⑦/(③+⑥)) % ⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧/④) %

⑪ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合(第4)又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合(第5)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

報告基準日における常時使用従業員数(注6)

右欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

右欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

4. 6

改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(注6) 「報告基準日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

2. 6

改正後

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

人 力 推 奨

租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注1)

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日から今回の報告基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

※ 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8の6第6項又は同令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8の2第19項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第26項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑥欄までの記載は不要です。)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 ② 直前の事業年度末における準備金の額 ③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 ④ 直前の事業年度における総収入金額

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2) 有価証券 不動産 ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 現金、預貯金等 ⑥ 剰余金の配当等の額(報告基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注3) ⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i) ⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p) ⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/⑤×100) ⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④×100)

⑪ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合(注4)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合(注5)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名

人 力 推 奨

租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 (注1)

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日から今回の報告基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

※ 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8の6第6項又は同令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第26項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑥欄までの記載は不要です。)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 ② 直前の事業年度末における準備金の額 ③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 ④ 直前の事業年度における総収入金額

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2) 有価証券 不動産 ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 現金、預貯金等 ⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注3) ⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i) ⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p) ⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/⑤×100) ⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④×100)

⑪ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合(注4)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合(注5)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

左欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書へ特例措置として一緒に提出してください。

左欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書へ特例措置として一緒に提出してください。

改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1) 報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。
- (注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

4. 6

改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。
- (注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

2. 6

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（一般措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名	入力	確認
贈与者、被相続人の氏名	※	※
認定（贈与・相続）承継会社の名称		

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日
（令和____年____月____日～令和____年____月____日）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限[※] 令和____年____月____日
※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 _____ %

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日
（令和____年____月____日～令和____年____月____日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。
この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

- イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
- ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（一般措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名	入力	確認
贈与者、被相続人の氏名	※	※
認定（贈与・相続）承継会社の名称		

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日
（令和____年____月____日～令和____年____月____日）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限[※] 令和____年____月____日
※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 _____ %

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日
（令和____年____月____日～令和____年____月____日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。
この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

- イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
- ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

記載方法等

この明細書別紙は、経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日と最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法第 70 条の 7 第 9 項、70 条の 7 の 2 第 10 項又は第 70 条の 7 の 4 第 8 項の規定により継続届出書を提出するときにおいて、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法第 70 条の 7 第 9 項、70 条の 7 の 2 第 10 項又は第 70 条の 7 の 4 第 8 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 後

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称		

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日

(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日

(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※欄は記入しなくても構いません。

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称		

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日

(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日

(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例経営（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

記載方法等

この明細書別紙は、経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日と最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 6 項、70 条の 7 の 6 第 7 項又は第 70 条の 7 の 8 第 6 項の規定により継続届出書を提出するときに、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 9 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 9 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 6 項、70 条の 7 の 6 第 7 項又は第 70 条の 7 の 8 第 6 項の規定により継続届出書を提出する場合において、基準日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 9 号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 9 号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 6 号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)、
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少
第23条の9第28項
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の12第9項

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)、
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少
第23条の9第28項
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の12第9項

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

3 該当規定^(注3、4)

		【保有割合】
(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	%

		【保有割合】
(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	%

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限* _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、3の割合を減少すべき期限となります。

5 3の割合を減少すべき期限* _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

- (1) 減少後の保有割合 _____%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

- (1) 減少後の保有割合 _____%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶予整理番号
※ 年 月 日	

(資12②-14-3-A 4統一) (令4.6)

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶予整理番号
※ 年 月 日	

(資12②-14-3-A 4統一) (令3.3)

改 正 後

(裏)

1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 前

(裏)

1 この届出書は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

令和____年____月____日

____ 税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)、
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させ

第23条の12の2第20項

ましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

第23条の12の5第17項

令和____年____月____日

____ 税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)、
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させ

第23条の12の2第20項

ましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

第23条の12の5第17項

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

3 該当規定^(注3、4)

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限* _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

5 3の割合を減少すべき期限* _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

- (1) 減少後の保有割合 _____%
- 運用収入 _____%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

- (1) 減少後の保有割合 _____%
- 運用収入 _____%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税額予整理番号
	年 月 日

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税額予整理番号
	年 月 日

改正後

(裏)

1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改正前

(裏)

1 この届出書は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していた場合において、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る特例経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額
B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
(免除届出用)(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人	力	誰	認
税務特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第43項		の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)		
死亡等の日 ^(注1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ^(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	円	円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・			
	事由				

※ 死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円				
② 直前の事業年度末における準備金の額	円				
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円				
④ 直前の事業年度における総収入金額	円				
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注3)	帳簿価額 運用収入				
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	円	m	円
現金、預貯金等	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	e	円	n	円
	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円	q	円
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(注4)	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円		円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円				円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円				円
⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/⑤×100%)	%	⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/⑤×100%)	%		
⑪ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合 ^(注5) 又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合 ^(注6) に該当することになった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)	有 ^⓪	無			

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
(免除届出用)(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人	力	誰	認
税務特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第43項		の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)		
死亡等の日 ^(注1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 ^(注2)	① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	円	円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・			
	事由				

※死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円				
② 直前の事業年度末における準備金の額	円				
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円				
④ 直前の事業年度における総収入金額	円				
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注3)	帳簿価額 運用収入				
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	円	m	円
現金、預貯金等	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	e	円	n	円
	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円	q	円
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(注4)	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円		円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円				円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円				円
⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/⑤×100%)	%	⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/⑤×100%)	%		
⑪ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合 ^(注5) 又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合 ^(注6) に該当することになった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)	有 ^⓪	無			

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

死亡等の日における常時使用従業員数(注7) 人 (資12②-17-1-A 4 続-)

※ 欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

※ 欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

改正後

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1)「死亡等の日」とは、

- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注3) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1)「死亡等の日」とは、

- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注2) 死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。^(※)以下同じです。）のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注3) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(注7) 「死亡等の日における常時使用従業員数」欄は、平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の適用を受けている方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）のみ記載してください。

改正後

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
(免除届出用)(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人	力	確	認
受贈者、相続人(受遺者)の氏名	否	否	否	否

租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定による免除届出書の提出

特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

死亡等の日(第1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(第2) ① 直前の事業年度 ② 2期前の事業年度 ③ 3期前の事業年度

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

※ 死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同法第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(第3)

有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (上記株式又は持分を除く。)	a	円	j	円
		b	円	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
		d	円	m	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円
		f	円	o	円
現金、預貯金等	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円
		h	円	q	円
剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(第4)	円	円	円	円	円
上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円	円	円	円	円
上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円	円	円	円	円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑦/⑤×100) %	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④) %				

⑩ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書(第5)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合(第6)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)(特例措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
(免除届出用)(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人	力	確	認
受贈者、相続人(受遺者)の氏名	否	否	否	否

租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定による免除届出書の提出

特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前) 本店の所在地 (変更前)

死亡等の日(第1)の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額(第2) ① 直前の事業年度 ② 2期前の事業年度 ③ 3期前の事業年度

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日

※ 死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同法第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額 円

② 直前の事業年度末における準備金の額 円

③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 円

④ 直前の事業年度における総収入金額 円

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(第3)

有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (上記株式又は持分を除く。)	a	円	j	円
		b	円	k	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円
		d	円	m	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円
		f	円	o	円
現金、預貯金等	特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円
		h	円	q	円
剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(第4)	円	円	円	円	円
上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円	円	円	円	円
上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円	円	円	円	円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑦/⑤×100) %	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④) %				

⑩ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書(第5)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合(第6)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)(特例措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

※ 欄には記載しないください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額予の免除届出書へ特例措置として提出してください。

改正後

(裏)

租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式会社等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
 - 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
 - 3 「特例経営承継者」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方及び非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は同令第40条の8の8第2項において準用する第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同条第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式会社等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式会社等の贈与をした者（以下「贈与者」といいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2) 死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第4項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。
- (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時間及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時間に支給されたものを除きます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式会社等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
 - 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
 - 3 「特例経営承継者」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
 - 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方及び非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は同令第40条の8の8第2項において準用する第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同条第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式会社等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式会社等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式会社等の贈与をした者（以下「贈与者」といいます。）が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2) 死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日まで、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載は不要です。
- (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時間及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時間に支給されたものを除きます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（免除届出用）（一般措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1[4]の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

※欄は記入しなくても構いません。

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書
（免除届出用）（一般措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1[4]の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

記載方法等

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 6 号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法 70 条の 7 の 2 第 2 項第 6 号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 37 項又は第 40 条の 8 の 2 第 43 項の規定により免除届出書を提出するときに、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 37 項又は第 40 条の 8 の 2 第 43 項の規定により免除届出書を提出する場合において、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 後

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限[※] 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限[※] 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日
(令和____年____月____日～令和____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記載方法等

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 6 号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法 70 条の 7 の 2 第 2 項第 6 号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 21 項において準用する同令第 40 条の 8 第 37 項又は同令第 40 条の 8 の 6 第 28 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の規定により免除届出書を提出するときにおいて、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 9 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 9 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 21 項において準用する同令第 40 条の 8 第 37 項又は同令第 40 条の 8 の 6 第 28 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 43 項の規定により免除届出書を提出する場合において、死亡等の日の直前の特例経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が 75%以上となったとき（同令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 11 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は同令第 40 条の 8 の 6 第 13 項後段において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 2 項第 9 号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 6 第 2 項第 9 号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 6 号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。

改正後

改正前

事業用資産の贈与税相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書

事業用資産の贈与税相続税の申告された納税猶予税額の
一部について納税猶予が認められない旨の通知書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

_____ 税 務 署 長

_____ 税 務 署 長

あなたは _____ 殿から贈与（相続(遺贈)）により取得した事業用資産の贈与税（相続税）について、
租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

あなたは _____ 殿から贈与（相続(遺贈)）により取得した事業用資産の贈与税（相続税）について、
租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんでしたので通知します。

次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんでしたので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行（本店、支店、代理店及び蔵入代理店（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ - ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ - ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 (A - B)			

○ 納税の猶予が認められない理由

○ 納税の猶予が認められない理由

改 正 後

贈与税
事業用資産の 相続税 の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改 正 前

贈与税
事業用資産の 相続税 の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

改 正 後

改 正 前

事業用資産の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

事業用資産の贈与税
相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通 知 用)

(通 知 用)

第 _____ 号

第 _____ 号

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
住所 _____

〒 _____
住所 _____

氏名 _____ 様

氏名 _____ 様

_____ 税務署長

_____ 税務署長

あなたは _____ 殿から 贈与 (遺贈) により取得した事業用資産の 贈与税 相続税 について、
租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

あなたは _____ 殿から 贈与 (遺贈) により取得した事業用資産の 贈与税 相続税 について、
租税特別措置法 第70条の6の8第1項 第70条の6の10第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、

次の理由によりその納税の猶予は認められませんので通知します。

次の理由によりその納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行 (本店、支店、代理店及び蔵入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税の額 _____ 円は、至急同封の納付書により、
日本銀行 (本店、支店、代理店及び蔵入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

○納税の猶予が認められない理由

改 正 後

事業用資産の 贈与税
相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改 正 前

事業用資産の 贈与税
相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

改 正 後

改 正 前

第 _____ 号

〒 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ 様

_____ 税務署長

事業用資産についての 贈与税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが _____ 殿から 贈与 (遺贈) により取得した事業用資産の 贈与税 について
相続税

は、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額に
ついて納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 _____ 円とこれに附帯する利子税との
合計額に相当する担保を令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税 (担当) 部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 _____ 税務署長です。

(通
知
用)

(資12⑥-9-2-A 4 統一)

第 _____ 号

〒 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所 _____

氏名 _____ 様

_____ 税務署長

事業用資産についての 贈与税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが _____ 殿から 贈与 (遺贈) により取得した事業用資産の 贈与税 について
相続税

は、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額に
ついて納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 _____ 円とこれに附帯する利子税との
合計額に相当する担保を令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税 (担当) 部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 _____ 税務署長です。

(通
知
用)

(資12⑥-13-2-A 4 統一) (令元.12)

改 正 後

事業用資産についての贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改 正 前

事業用資産についての贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

使用目的

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

改正後

改正前

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書

税務署
受付印

_____ 税務署長

令和_____年_____月_____日

届出者 住所 _____
氏名 _____
(電話番号 - -)

第70条の6の8第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の6の10第1項 の規定による 相続税
の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条 第9項
第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※欄は記入しなくても構いません。

事業用資産の贈与を受けた 相続(遺贈)があった年月日	令和 年 月 日
-------------------------------	----------

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

この届出書は、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

- 1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和_____年_____月_____日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税
相続税 額 _____円

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(継続届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」*1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書」*2
5	報告基準日における特例(受贈)事業用資産の区分に応じ、固定資産税の通知書の写し等(詳細は、裏面をご覧ください。)
6	特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書*3
7	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

*1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

*2 今回の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士	_____	電話番号	_____
-------	-------	------	-------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑩-11-A4統-) (令4.6)

(新規)

改正後

改正前

(裏)

(新規)

1 届出書を提出する人

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日^{※1}の翌日から3か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります^{※2}。

※1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

※2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税
相続税」や本文の「贈与を受けた
相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「贈与者
被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 【添付書類】の5の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

改 正 後

改 正 前

記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により贈与税又は相続税の納税の猶予を引き続いて受ける場合における継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

2 記載方法

(1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

ハ 特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

2 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

ニ 「贈与时（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

ホ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

(2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄

この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合で特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部が免除対象贈与である場合（当該報告基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に特例受贈事業用資産の明細に変更があった場合に限ります。）に、次により記載してください。

イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

ハ 「贈与时の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与时（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書
(継続届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 方 確 認
贈与者、被相続人の氏名	※ ※

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項の規定による継続届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項			
屋号	所在地		
2 この届出書を提出するの日の属する年の前年以前の各年(その特例(贈与・相続)基準日 ^(注1) (以下「報告基準日」といいます。))の直前の特例(贈与・相続)基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。)の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額			
前年	前々年	前々々年	
円	円	円	
3 資産保有型事業等に関する事項			
① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額			
円			
② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額			
円			
③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注2)			
	帳簿価額	運用収入	
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	a	h
	円	円	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b	i
	円	円	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c	j
	円	円	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	k
	円	円	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e	l
	円	円	円
	特別事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注3) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f	m
	円	円	円
④ 必要経費不算入対価等 ^(注4) (報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)		g	
		円	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)			
		円	
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)			
		円	
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))		%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)
		%	%
4 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書の提出期限)の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。)に規定する場合 ^(注5、6) に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)			
有 ^無		無	

※欄には記載しないでください。

(新規)

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

改 正 後

改 正 前

記載方法等

1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（1ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限* 令和____年____月____日

※ (1イ)に該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1ロ)に該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1①ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1④の「1の割合を減少すべき期限」が特例（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1④の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限（当該報告基準日の翌日から3か月を経過する日）

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能なきには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1④の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※欄は記入しないでください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の特例（贈与・相続）報告基準日）の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

(新規)

税務署
受付印

令和____年____月____日

____ 税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の事業について、特定資産の保有割合^(注1)を基準割合未満に減少させましたので、
特定資産の運用収入割合^(注2)

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の8の9第17項

※欄は記入しないでください。

1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

		【保有割合】
(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	%

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

5 3の割合を減少すべき期限* 令和____年____月____日
* 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の年分の翌年12月31日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の特定資産の保有割合 _____ %
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	確認印	入力	確認	納税電子整理番号
年 月 日				

(資12⑩-13-3-A 4統一) (令1.6)

改 正 後

(裏)

1 この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から3か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第9項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の6の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 前

(新規)

改 正 後

改 正 前

事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
1 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細			
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の第40条の7の10第26項 1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注1) の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した贈与税・相続税額の明細は、次のとおりです。			
(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算			
番号			
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	イ	ロ
②	通知の有無	有・無	有・無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額		
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注2)	A	B
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注2)		
⑥	事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税・相続税額 ^(注3) × ^(注4) (④/⑤)		
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③～⑤及び下記2の記載は不要です。			
(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産			
番号	種類	名称	所在場所
イ			
合 計			A
番号	種類	名称	所在場所
ロ			
合 計			B
※ ②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。			
2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細			
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注1) の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除贈与税額・相続税額の明細は、次のとおりです。			
番号	認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税・相続税額
イ	・	円	円
ロ	・	円	円
ハ	・	円	円

(資12⑥-14-A 4 統一)

(新規)

改 正 後

改 正 前

記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

(1) 「① 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「② 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(3) 「② 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。

イ 「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項に規定する認可決定日をいいます。

ロ 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。

2 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

(新規)

改 正 後

改 正 前

猶予期限が確定した事業用資産についての 贈与税額 相続税額 の通知書

猶予期限が確定した事業用資産についての 贈与税額 相続税額 の通知書

〒 _____ 第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
住 所 _____
氏 名 _____ 様

〒 _____ 第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
住 所 _____
氏 名 _____ 様

_____ 税 務 署 長 印

_____ 税 務 署 長 印

あなたが _____ 殿から 贈 与 (遺贈) により取得した特例 (受贈) 事業用資産の 贈与税 については、租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定により、納税の猶予がなされて 相続税 第70条の6の10第1項 でしたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

あなたが _____ 殿から 贈 与 (遺贈) により取得した特例 (受贈) 事業用資産の 贈与税 については、租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定により、納税の猶予がなされて 相続税 第70条の6の10第1項 でしたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

- 1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 ----- _____ 円
- 2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額 (猶予確定税額) ----- _____ 円
ほか利子税の額 _____ 円
- 3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 ----- _____ 円
- 4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 ----- 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 猶予期限が確定した理由

- 1 納税の猶予がなされていた 贈与税 相続税 の額 ----- _____ 円
- 2 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額 (猶予確定税額) ----- _____ 円
ほか利子税の額 _____ 円
- 3 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 ----- _____ 円
- 4 確定した 贈与税 相続税 の猶予期限 ----- 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書に 急 により日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付 してください。

猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 急 同封の納付書に により日本銀行 (本店、支店、代理店及び歳入代理店 (郵便局を含む。)) 又は当税務署へ納付 してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の 猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せ て納付してください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の 猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せ て納付してください。

(通 知 用)

(通 知 用)

改 正 後

猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書

使用目的

この通知書は、事業用資産の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税猶予適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改 正 前

猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書

使用目的

この通知書は、事業用資産の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、納税猶予適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

改 正 後

改 正 前

買換資産の取得に関する承認申請書

買換資産の取得に関する承認申請書

〒 _____
住 所 _____
税務署長 _____ 申請者 _____
令和 ____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 贈与税
第40条の7の10第18項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に
係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____年 ____月 ____日		
譲渡をした特別（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 相 続（遺 贈）の時の価額	円		
	譲 渡 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日		
	譲 渡 価 額 ①	円		
	譲 渡 に 要 し た 費 用 の 額 ②	円		
譲 渡 の 対 価 の 額 ①－②	円			
事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 予 定 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円	円

関与税理士 _____ 電話番号 _____

* 通信日付印の年月日 (確認) 入 力 確 認 納税猶予整理番号
____年 ____月 ____日 _____

(資 12⑥-19-A 4 統一) (令 4. 6)

〒 _____
住 所 _____
税務署長 _____ 申請者 _____
令和 ____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 贈与税
第40条の7の10第18項 の規定により 相続税 の納税猶予の適用に
係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____年 ____月 ____日		
譲渡をした特別（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 相 続（遺 贈）の時の価額	円	円	円
	譲 渡 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	譲 渡 価 額 ①	円	円	
	譲 渡 に 要 し た 費 用 の 額 ②	円	円	
譲 渡 の 対 価 の 額 ①－②	円	円	円	
事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 予 定 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	取 得 価 額 の 見 積 額	円	円	円

関与税理士 _____ 電話番号 _____

* 通信日付印の年月日 (確認) 入 力 確 認 納税猶予整理番号
____年 ____月 ____日 _____

(資 12⑥-18-A 4 統一) (令 3. 3)

改正後

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から1年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から1か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から2月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
 - 「^{贈与}相^{相続（遺贈）}時^与の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。
 - 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改正前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から1年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から1か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から2月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
 - 「^{贈与}相^{相続（遺贈）}時^与の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。
 - 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
 - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改正後

改正前

□□□□□□□□

第 _____ 号

住所又は
所在地(納税地) _____
氏名又は
名称 _____ 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 税務署長 _____ 印

買換資産の取得に関する
承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で申請のありました、買換資産の取得に関する承認申請を
承認
却下 いたします。

この通知に係る処分の理由 _____

(注) 譲渡があった日から1年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡の対価の額の
全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する
贈与税額 又は全部の 贈与税額
相続税額 又は全部の 相続税額 は、その1年を経過する日から2か月を経過する日に
猶予期限が確定します。

() 枚のうち () 枚目

(資 12⑥-20-A 4 統一)

□□□□□□□□

第 _____ 号

住所又は
所在地(納税地) _____
氏名又は
名称 _____ 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 税務署長 _____ 印

買換資産の取得に関する
承認申請に対する承認(却下)書 (通知用)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で申請のありました、買換資産の取得に関する承認申請を
承認
却下 いたします。

この通知に係る処分の理由 _____

(注) 譲渡があった日から1年を経過する日までに、その承認を受けた譲渡の対価の額の
全部又は一部が買換資産の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する
贈与税額 又は全部の 贈与税額
相続税額 又は全部の 相続税額 は、その1年を経過する日から2か月を経過する日に
猶予期限が確定します。

() 枚のうち () 枚目

(資 12⑥-19-2-A 4 統一) (令元. 12)

改 正 後

買換資産の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「買換資産の取得に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改 正 前

買換資産の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「買換資産の取得に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改正後

改正前

買換資産の取得価額等の明細書

買換資産の取得価額等の明細書

税務署
 受付印

〒 _____
 住 所 _____
 _____ 税務署長
 申請者

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出 氏名 _____ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額
 第40条の7の10第18項

等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名	住所	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈与 相続（遺贈）の時の価額 ①	円		
譲等の年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日			
譲渡の対価の額 ②	円			
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 年 月 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
	取 得 対 価 ③	円	円	円
	取得に要した費用の額 ④	円	円	円
	取得価額（③+④） ⑤	円	円 A	円
買入先	住所又は所在地 氏名又は名称			
譲渡の対価の額（②）のうち、取得 価額（⑤）に充てられた金額	⑥	円		
事業の用に供されなくなった部分 （①×（②-⑥）/②）	⑦	円		
特例（受贈）事業用資産とみなさ れる取得をした事業用資産の価額	⑧	円 (B×⑤/A)	円 B (①-⑦)	

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※ 通信日付印の年月日 (確認) 入 力 確 認 納税額予整理番号
 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(資 12⑥-21-A 4 統一) (令 4.6)

税務署
 受付印

〒 _____
 住 所 _____
 _____ 税務署長
 申請者

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日提出 氏名 _____ 電話 _____

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額
 第40条の7の10第18項

等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名	住所	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈与 相続（遺贈）の時の価額 ①	円	円	
譲等の年月日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
譲渡の対価の額 ②	円	円	円	
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 年 月 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	取 得 対 価 ③	円	円	円
	取得に要した費用の額 ④			
	取得価額（③+④） ⑤			
買入先	住所又は所在地 氏名又は名称			
譲渡の対価の額（②）のうち、取得 価額（⑤）に充てられた金額	⑥	円	円	
事業の用に供されなくなった部分 （①×（②-⑥）/②）	⑦	円	円	
特例（受贈）事業用資産とみなさ れる取得をした事業用資産の価額 （①×⑥/②）		円	円	

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※ 通信日付印の年月日 (確認) 入 力 確 認 納税額予整理番号
 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(資 12⑥-20-A 4 統一) (令 3.3)

改正後

記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- 1 この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第10条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 3 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
 - (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
 - (4) 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 4 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。
- 5 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。
- 6 各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。
- 7 譲渡をした特例（受贈）事業用資産が2以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。
この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。

改正前

記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- 1 この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 3 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
 - (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
 - (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
 - (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
 - (4) 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 4 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額が②の金額未満である場合には、⑤の金額を記載してください。
- 5 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。

改正後

改正前

事業用資産の廃棄届出書

事業用資産の廃棄届出書

〒 _____
住 所 _____

_____ 税務署長 申請者
令和 ____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ 電話 _____

事業の用に供することが困難となったため 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る事業用資産を
廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け
出ます。

贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____年 ____月 ____日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
廃 棄 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日
廃棄の方法	委託・委託以外	委託・委託以外	委託・委託以外
委託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委託以外	廃棄の方法の詳細		

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資 12⑥-22-A 4 統一) (令 4.6)

〒 _____
住 所 _____

_____ 税務署長 申請者
令和 ____年 ____月 ____日提出 氏 名 _____ 電話 _____

事業の用に供することが困難となったため 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る事業用資産を
廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け
出ます。

贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 ____年 ____月 ____日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
廃 棄 の 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日
廃棄の方法	委託・委託以外	委託・委託以外	委託・委託以外
委託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委託以外	廃棄の方法の詳細		

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資 12⑥-21-A 4 統一) (令 3.3)

改 正 後

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内[※]です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。
ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し
 - ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの
- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類
 - ロ イの機具が貸借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改 正 前

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内[※]です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。
この場合、次の欄は次により記載してください。
イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。
ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し
 - ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの
- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類
 - イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類
 - ロ イの機具が貸借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改正後

改正前

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署 受付印

令和____年____月____日

税務署長

令和____年____月____日

贈与者 受贈者 (氏名: _____) 相続人等

(住所: _____)が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項第____号 の規定により、次の贈与税・相続税を免除されたいので届け出ます。

第70条の6の10第15項第1号

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 _____

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____ 相続人等

電話 _____

1 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日 令和____年____月____日

2 死亡日の直前における猶予中贈与税・相続税額 _____円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額（①-②）
免除対象贈与に係るもの			
上記以外			

4 免除を受ける贈与税・相続税額 _____円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 _____円

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (注1) _____円

上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 _____円

免除を受ける贈与税額 (注2) _____円

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和____年____月____日

税務署長

令和____年____月____日

贈与者 受贈者 (氏名: _____) 相続人等

(住所: _____)が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項第____号 の規定により、次の贈与税・相続税を免除されたいので届け出ます。

第70条の6の10第15項第1号

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 _____

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____ 相続人等

電話 _____

1 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日 令和____年____月____日

2 死亡日の直前における猶予中贈与税・相続税額 _____円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額（①-②）
免除対象贈与に係るもの			
上記以外			

4 免除を受ける贈与税・相続税額 _____円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 _____円

免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額 (注1) _____円

上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 _____円

免除を受ける贈与税額 (注2) _____円

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。

2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資12⑥-23-A4統一) (令16)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資12⑥-22-A4統一) (令33)

改正後

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2)。

- (注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。
- 2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」を使用してください。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

- (2) 本文の「____年____月____日に受贈者(氏名:____)(住所:____)」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。
- なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「⑨ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。
- (5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」 ^{*1}
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書(免除届出用)」 ^{*2}
5	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{*3}
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^{*4}

*1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

*2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

*4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改正前

(真)

1 届出書を提出する人

贈与者^(注1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2)。

- (注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。
- 2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」を使用してください。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

- (2) 本文の「____年____月____日に受贈者(氏名:____)(住所:____)」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。
- なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「⑨ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。
- (5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」 ^{*1}
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書(免除届出用)」 ^{*2}
5	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{*3}
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^{*4}

*1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

*2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

*4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改正後

改正前

贈与税 相統税 の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

贈与税 相統税 の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

税務署 受付印

令和 ____年__月__日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 贈与税 の規定により次の 相統税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒 _____ 氏名 _____

住所 _____ (電話番号 - -)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 相統(遺贈)があった 年月日 令和 ____年__月__日

2 この届出に係る事由の別

(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一般である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一般又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 . .

3 事業継続困難日 令和 ____年__月__日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 額 _____円
相統税 _____円

5 免除を受ける 贈与税 額 _____円
相統税 _____円

6 贈与者 住所 _____ 氏名 _____
被相続人 _____

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相統)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相統税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相統税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相統税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相統)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相統)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

※欄は記入しなくても構いません。

税務署 受付印

令和 ____年__月__日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 贈与税 の規定により次の 相統税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒 _____ 氏名 _____

住所 _____ (電話番号 - -)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 相統(遺贈)があった 年月日 令和 ____年__月__日

2 この届出に係る事由の別

(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一般である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一般又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 . .

3 事業継続困難日 令和 ____年__月__日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 額 _____円
相統税 _____円

5 免除を受ける 贈与税 額 _____円
相統税 _____円

6 贈与者 住所 _____ 氏名 _____
被相続人 _____

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相統)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相統税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相統税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相統税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相統)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相統)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12②-24-A4統一) (令L6)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12②-24-A4統一) (令R3)

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等^(注)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項（同令23条の8の9第21項で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等^(注)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項（同令23条の8の9第21項で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改 正 後

改 正 前

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)

税務署
受付印

令和____年 ____月 ____日

____税務署長

私は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定に係る贈与をし、

同法 第70条の6の8第14項第3号 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。
同法 第70条の6の10第15項第2号

【届出者】

〒 _____ 氏名 _____
住 所 _____ (電話番号 _____)

1 特例(受贈)事業用資産の贈与に関する事項

贈与をした年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名	贈与をした特例(受贈)事業用資産の価額
・ ・			円
・ ・			円
・ ・			円

2 贈与の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 _____円

3 免除を受ける 贈与税 相続税 額 _____円

4 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 _____ 令和____年 ____月 ____日
相続(遺贈)があった

5 贈与者 住所 _____ 氏名 _____
被相続人

6 贈与をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書(免除届出用)」※2
4	「必要経費不算入対価等の明細書」
5※3	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12②-25-A 4統一)(令4.6)

(新規)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

改 正 前

(廃)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等が特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業について受ける最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。）の翌日から5年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産の全てにつき租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた者がその特例（受贈）事業用資産について同法第70条の6の8第1項の規定に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

(注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」を使用してください。

2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた
相続税」や本文の「相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「1 特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」の「贈与をした特例（受贈）事業用資産の価額」は、贈与を受けた者ごとに作成した「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の記載に基づき記載します。

(3) 「4 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた
相続(遺贈)があった 年月日」欄には、届出者が特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「5 贈与者
被相続人 の住所__氏名__」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

(5) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

(新規)

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
また、「贈与による免除」を受けるための免除届出書を提出する場合において、その贈与を受けた者が2以上いるときには、その贈与を受けた者ごとに作成してください。
- 2 記載方法
- (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。
なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。
- ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。
- ホ 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。
- ヘ 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産の全てにつき免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合の記載に当たっては、次の点に留意してください。
(イ) その事業用資産に特例（受贈）事業用資産以外のものが含まれる場合において免除対象贈与をしたときは、特例（受贈）事業用資産から先に贈与をしたものとみなされます。
(ロ) 特例（受贈）事業用資産のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが免除対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産である場合には、その特例受贈事業用資産のうち先に同法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。
- (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄
この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。
イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。
- (3) 「3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」欄は、特例事業受贈者・相続人等が免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合に、その贈与に関する事項を記載してください。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
また、「贈与による免除」を受けるための免除届出書を提出する場合において、その贈与を受けた者が2以上いるときには、その贈与を受けた者ごとに作成してください。
- 2 記載方法
- (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。
なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。
- ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。
- ホ 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。
- ヘ 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産の全てにつき免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合の記載に当たっては、次の点に留意してください。
(イ) その事業用資産に特例（受贈）事業用資産以外のものが含まれる場合において免除対象贈与をしたときは、特例（受贈）事業用資産から先に贈与をしたものとみなされます。
(ロ) 特例（受贈）事業用資産のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが免除対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産である場合には、その特例受贈事業用資産のうち先に同法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。
- (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄
この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。
イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。
- (3) 「3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」欄は、特例事業受贈者・相続人等が免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合に、その贈与に関する事項を記載してください。

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人 力 産 総
贈与者、被相続人の氏名	産 総

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

屋号	所在場所
----	------

2 死亡等の日^(注1)の属する年の前年以前の各年(死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日^(注2)(以下「報告基準日」といいます。))の属する年の前年以前の各年を除きます。の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注3)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	a	h
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b	i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c	j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e	l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注4) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f	m

④ 必要経費不算入対価等^(注5)(死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)

⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)

⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)	%
--------------------------	---	------------------------	---

4 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(直前の特例(贈与・相続)報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合^(注6、7)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 [※]	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又はの運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

事業用資産に係る事業に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	人 力 産 総
贈与者、被相続人の氏名	産 総

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

屋号	所在場所
----	------

2 死亡等の日^(注1)の属する年の前年以前の各年(死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日^(注2)(以下「報告基準日」といいます。))の属する年の前年以前の各年を除きます。の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注3)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	a	h
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b	i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c	j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e	l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注4) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f	m

④ 必要経費不算入対価等^(注5)(死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)

⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)

⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)	%
--------------------------	---	------------------------	---

4 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(直前の特例(贈与・相続)報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合^(注6、7)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 [※]	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又はの運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

※欄には記載しないでください。

※欄には記載しないでください。

改 正 後

記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が 2 以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 21 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。

3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 15 項に定める特別の関係がある者をいいます。

5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

6 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

改 正 前

記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が 2 以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 21 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。

3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 15 項に定める特別の関係がある者をいいます。

5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

6 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

(裏)

1 使用目的

この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算入対価等の計算をするために使用し、これらの書類に添付して提出してください。

- (1) 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
- (2) 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
- (3) 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）
- (4) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
- (5) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- (6) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

2 記載要領等

(1) 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(2) 「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。

- イ 特例事業受贈者・相続人等の親族
- ロ 特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 特例事業受贈者・相続人等の使用人
- ニ 特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（ハに掲げる者を除きます。）
- ホ ハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ヘ 次に掲げる会社

(イ) 特例事業受贈者・相続人等（イからホに掲げる者を含みます。以下同じです。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除きます。）又は総社員の議決権の総数をいいます。（ロ）及び（ハ）において同じです。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社

(ロ) 特例事業受贈者・相続人等及び（イ）に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(ハ) 特例事業受贈者・相続人等及び（イ）又は（ロ）に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(注 1) 1(1)の日の 5 年前の応当日の翌日を記載してください。

(注 2) 特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事する使用人（上記ロイ及びロに掲げる者を除きます。）に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、記載を要しません。

改 正 前

(裏)

1 使用目的

この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算入対価等の計算をするために使用し、これらの書類に添付して提出してください。

- 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）

2 記載要領等

(1) 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(2) 「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。

- イ 特例事業受贈者・相続人等の親族
- ロ 特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 特例事業受贈者・相続人等の使用人
- ニ 特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（ハに掲げる者を除きます。）
- ホ ハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- ヘ 次に掲げる会社

(イ) 特例事業受贈者・相続人等（イからホに掲げる者を含みます。以下同じです。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除きます。）又は総社員の議決権の総数をいいます。（ロ）及び（ハ）において同じです。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社

(ロ) 特例事業受贈者・相続人等及び（イ）に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(ハ) 特例事業受贈者・相続人等及び（イ）又は（ロ）に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(注 1) 1(1)の日の 5 年前の応当日の翌日を記載してください。

(注 2) 特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事する使用人（上記ロイ及びロに掲げる者を除きます。）に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、記載を要しません。

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和 ____年 ____月 ____日（令和 ____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限* 令和 ____年 ____月 ____日

※ (1)イに該当する場合には②の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には②の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合
運用収入 _____%

(2) 1の割合を減少させた年月日（1(1)ロの場合は年分） 令和 ____年 ____月 ____日（令和 ____年分）

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和 ____年 ____月 ____日（令和 ____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限* 令和 ____年 ____月 ____日

※ (1)イに該当する場合には②の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には②の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合
運用収入 _____%

(2) 1の割合を減少させた年月日（1(1)ロの場合は年分） 令和 ____年 ____月 ____日（令和 ____年分）

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^(注6)（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって 措置法規則第 23 条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

改 正 前

記載方法等

この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^(注6)（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって 措置法規則第 23 条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

改 正 後

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 (免除届出用)

受贈者、相続人等の氏名				※	入 力	※	確 認
贈与者、被相続人の氏名				※		※	
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 ^(注1) の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注2) の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。							
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算							
番号							
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日		
②	通知の有無			有	無	有	無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額						
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)			A		B	
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)						
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額 ^(注3) (④×(④/⑤))						
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③~⑤及び下記2の記載は不要です。							
2 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産							
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)		
イ							
合 計					A		
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)		
ロ							
合 計					B		
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。							

(資12⑥-27-3-A 4 統一)

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 (免除届出用)

受贈者、相続人等の氏名				※	入 力	※	確 認
贈与者、被相続人の氏名				※		※	
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 ^(注1) の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注2) の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。							
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算							
番号							
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日		
②	通知の有無			有	無	有	無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額						
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)			A		B	
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)						
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額 ^(注3) (④×(④/⑤))						
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③~⑤及び下記2の記載は不要です。							
2 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産							
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)		
イ							
合 計					A		
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)		
ロ							
合 計					B		
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。							

(資12⑥-27-A 4 統一)

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

- (1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。
- なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。
- (2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 21 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。
- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。
- 3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。
- ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

- (1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。
- なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。
- (2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 21 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 23 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。
- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。
- 3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。
- ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改 正 後

改 正 前

贈与税 相続税
事業用資産についての納税猶予取りやめ届出書

贈与税 相続税
事業用資産についての納税猶予取りやめ届出書

令和____年____月____日

税務署
受付印

____税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 _____ 令和____年____月____日

3 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した
者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。))が死亡した場合には、届出者の相続
人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経
過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続
税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しなくても構いません。

令和____年____月____日

税務署
受付印

____税務署長

〒
届出者住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 _____ 令和____年____月____日

3 猶予中贈与税額(相続税額) _____ 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した
者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。))が死亡した場合には、届出者の相続
人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経
過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続
税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認)	入 力 確 認 納税猶予整理番号

(資2⑥-29-A.4統一) (令1.6)

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認)	入 力 確 認 納税猶予整理番号

(資2⑥-17-A.4統一) (令3.3)

改 正 後

(裏)

使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改 正 前

(裏)

使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正後

改正前

事業用資産についての納税猶予の贈与税の破産等免除申請書
相続税

税務署
 受付印

令和____年____月____日
 _____ 税務署長

〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____
 (電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の6の8第16項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 について、
 第70条の6の10第17項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 相続税 について、
 次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号）に該当
 (譲渡等があった日) 令和____年____月____日
 (譲渡先の氏名又は名称) _____
 (譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第2号又は第70条の6の10第17項第2号）に該当
 (破産手続開始の決定があった日) 令和____年____月____日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄の記載を要しません。

① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額・・・・① _____円

② 特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額・・・・② _____円

③ 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額・・・・③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・④ _____円

⑤ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等^(注1)の合計額・・・・⑤ _____円

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(新規)

改 正 後

改 正 前

(裏)

《 記 載 要 領 等 》

この申請書は、特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等^(注2)が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

(注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書」を使用してください。

1 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。

① 特例事業受贈者・相続人等、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の一定の者のうち一人の者に対して特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項（第40条の7の10第29項において準用する場合を含みます。）に定める者をいいます。

② 民事再生法の規定による再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定するものに限ります。以下同じです。）の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）を遂行するために特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 当該譲渡等を受けた者が租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項各号に掲げる者に該当することを明らかにする書類
- 3 当該譲渡等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類
- 4 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
 - ・「再生計画」…特例（受贈）事業用資産に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…特例（受贈）事業用資産に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）

2 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第2号又は第70条の6の10第17項第2号）に該当する場合は、特例（受贈）事業用資産について破産手続開始の決定があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

(注1) 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は破産手続開始の決定があった日前5年以内において、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

(注2) 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- イ 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- ロ 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第16項若しくは第17項又は第70条の6の10第17項若しくは第18項の規定（破産手続開始の決定があった場合を除きます。）により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における破産等免除申請書又は差額免除申請書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

(1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、既に租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

ホ 「時価に相当する金額」欄は、特例（受贈）事業用資産の譲渡等があった時又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額（相続税評価額）を記載してください。

なお、廃棄資産については「0」と記載してください。

ヘ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

(2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄

この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

ハ 「贈与時の価額の合計額」欄及び「時価に相当する金額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄及び「時価に相当する金額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

(新規)

改正後

改正前

□□□-□□□□
所在地 _____
名称 _____

第 号
令和 年 月 日
税務署長 印

承認
事業用資産についての贈与税相続税額の破産等免除申請に対する却下通知書(通知用)一部却下

令和 年 月 日付で提出があった 租税特別措置法第70条の6の8第16項
租税特別措置法第70条の6の10第17項
承認
の規定に基づく免除申請を 却下 します。
一部却下

1 贈与者 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 申請があった破産等免除 贈与税相続税 額 _____ 円

3 免除した 贈与税相続税 額 _____ 円

4 却下した破産等免除 贈与税相続税 額 _____ 円

ほか利子税の額 _____ 円

5 却下した税額の納付期限 令和 年 月 日

6 却下した理由

上記4の却下した破産等免除 贈与税相続税 の額及び利子税の額は、至 上記5の納付期限までに 急同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(ゆうちょ銀行を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記5の納付期限までに納付しなかった場合には、上記4の却下した税額に、上記5の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

(新規)

改正後

改正前

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 _____)

幸福は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の6の8第17項 贈与税
第70条の6の10第18項 相続税 について、

次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別 (注1)

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当
 (譲渡等があった年月日) 令和____年____月____日
 (譲渡先の氏名又は名称) _____
 (譲渡先の住所又は所在地) _____

② 租税特別措置法（第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当
 (事業の廃止をした日) 令和____年____月____日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 事業の継続が困難な事由の別 (注2)

租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第____号（同令第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）に該当

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（二の額に基づき再計算した金額）(注3)	円
イ 対価の額 (注4)	円
ロ 1の事由が生じた直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額	円
ハ ロの2分の1に相当する金額	円
ニ イとハのいずれか大きい金額（事業の廃止による場合はイの金額）	円
③ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等 (注5) の合計額	円
④ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-34-A4統一) (令4.6)

(新規)

改 正 後

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産の全てについて一定の譲渡等をしたとき又は事業を廃止したときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等をした日又は事業を廃止した日から2か月以内（これらの日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

（注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」を使用してください。

（注1） 「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産の全てを特例事業受贈者・相続人等と同法第70条の6の8第2項第4号に規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者のうち1人の者として一定のものに譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）をした場合をい、「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産に係る事業の廃止をした場合をいいます。

（注2） 「第 号」の箇所については、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	直前3年内の各年 [※] のうち2以上の年において特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に金額が零未満である場合	第1号
②	直前の3年内の各年 [※] のうち2以上の年において、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の総収入金額が、その各年の総収入金額を下回る場合	第2号
③	特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなった場合	第3号

※ 「直前3年内の各年」とは、1の事由が生じた日の属する年の前年以前3年内の各年をいいます。

（注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）」とは、6②ニの額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続若しくは遺贈の時の価額とみなして第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4） 「対価の額」とは、特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額をいいます。

なお、特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額については、「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」の記載に基づいて記載してください。

（注5） 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は事業の廃止をした日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の計算書」を使用し当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

【添付書類】

- 譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の6の8第17項各号又は第70条の6の10第18項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 譲渡の対価の額を証する書類（事業を廃止した場合は不要です。）
- 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項各号（第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」
- その他参考となるべき事項を記載した書類

改 正 前

(新規)

改 正 後

改 正 前

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

1 判定期間等

- (1) 差額免除の申請事由が生じた日^(注1)： 令和 年 月 日
- (2) 判定期間(①の属する年の前年以前3年間)： 自 令和 年 年 至 令和 年 年

2 事業継続困難事由が生じた事情の詳細

※ 該当する事由にレ点を付して、その内容を記載してください^(注2)。

□(1) 事業所得の金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第1号）

	① 1年前（年）	② 2年前（年）	③ 3年前（年）
イ 事業所得の金額 ^(注3)	円	円	円
ロ 判定（①イ～③イのいずれか2以上が0未満）	該当・非該当		

□(2) 事業所得の総収入金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第2号）

	① 1年前（年）	② 2年前（年）	③ 3年前（年）	④ 4年前（年）
イ 総収入金額 ^(注3)	円	円	円	円
ロ 各年の直前年からの増減額	(イ①-イ②)	(イ②-イ③)	(イ③-イ④)	
ハ 判定（①ロ～④ロのいずれか2以上が0未満）	該当・非該当			

□(3) 特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなったこと（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第3号）

(事由の詳細 ^(注4))

- (注) 1 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の「1 この申請に係る事由の別」に記載した譲渡等があった日又は事業の廃止をした日を記載します。
- 2 該当するものが複数ある場合でも、その該当する全ての事由について記載する必要はありません。
- 3 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業以外の事業を営んでいる場合には、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみに基づく金額によります。
- 4 この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に事由の詳細を記載し添付してください。
- 5 この事由書は、「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

(新規)

改正後

改正前

□□□-□□□□

所在地 _____

名称 _____

第 号
令和 年 月 日
税務署長 印

承認
事業用資産についての贈与税額の差額免除申請に対する却下通知書(通知用)
相続税 一部却下

令和 年 月 日付で提出があった 租税特別措置法第70条の6の8第17項
租税特別措置法第70条の6の10第18項

承認
の規定に基づく免除申請を 却下 します。
一部却下

1 贈与者 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 猶予中の贈与税の額 円

3 申請があった再計算した納税猶予分の猶予中贈与税額 円

4 申請があった必要経費不算入対価等の合計額 円

5 申請があった差額免除贈与税額 円

6 免除した贈与税の額 円

7 却下した差額免除贈与税額 円

ほか利子税の額 円

8 却下した税額の納付期限 令和 年 月 日

9 却下した理由

上記7の却下した差額免除贈与税額は、上記8の納付期限までに 同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(ゆうちょ銀行を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記8の期限までに納付しなかった場合には、上記7の却下した税額に、上記8の期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

事業用資産についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書

税務署
受付印

税務署長 _____ 令和____年____月____日

〒 _____
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 贈与税 について、
第70条の6の10第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 相続税
次のおり同条 第18項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
第19項

※欄は記入しないでください。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別

該当する事由の「□」にシ点を付してください。

- ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号（同令第40条の7の10第32項において準用する場合を含みます。）で定める評定が行われたこと
- ② 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日（認可決定日） 令和____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 認可決定日の直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額	円
③ ②の価額に基づき計算した再計算猶予中贈与税・相続税額 ^(注1)	円
④ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等の合計額 ^(注2)	円
⑤ 免除を受けようとする再計算免除贈与税・相続税額（①－（③＋④））	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-37-A4統一) (令4.6)

(新規)

改 正 後

(裏)

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

(注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。

【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合）
 - (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定するもの）に限り、以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - (2) 特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号又は第40条の7の10第32項に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」
- 2 租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項又は第40条の7の10第30項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合）
 - (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - (2) (1)の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないものうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者として租税特別措置法第23条の8の8第31項第2号ロに定める者が作成した書類で(1)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項又は第40条の7の10第30項に規定するものである旨を証するもの
 - (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

(注1) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第70条の6の8第1項又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時に係る贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注2) 「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

改 正 前

(新規)

改 正 後

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における再計算免除申請書に添付して提出してください。
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
- 2 記載方法
- (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。
なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。
- ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
ただし、既に租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。
- ホ 「認可決定日における価額」欄は、特例（受贈）事業用資産の租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項に規定する認可決定日における価額（相続税評価額）を記載してください。
なお、廃棄資産については「0」と記載してください。
- ヘ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。
- (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄
この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。
- イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
- ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
- ハ 「贈与時の価額の合計額」欄及び「認可決定日における価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄及び「認可決定日における価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

(新規)

改正後

改正前

□□□-□□□□
所在地 _____
名称 _____

第 号
令和 年 月 日
税務署長 @

承認
事業用資産についての贈与税額の再計算免除申請に対する却下 通知書(通知用)
相続税 一部却下

令和 年 月 日付で提出があった 租税特別措置法第70条の6の8第18項
租税特別措置法第70条の6の10第19項
承認
の規定に基づく免除申請を 却下 します。
一部却下

1 贈与者 被相続人の住所 _____ 氏名 _____

2 猶予中の贈与税相続税の額 円

3 申請があった再計算猶予中贈与税相続税の額 円

4 申請があった必要経費不算入対価等の額 円

5 申請があった再計算免除贈与税相続税の額 円

6 免除した贈与税相続税の額 円

7 却下した再計算免除贈与税相続税の額 円

8 却下した理由

9 猶予期限が確定した贈与税相続税の額(猶予確定税額) 円

ほか利子税の額 _____ 円

10 猶予確定税額の猶予期限 令和 年 月 日

11 猶予期限が確定した理由

12 引き続き納税の猶予がされる贈与税相続税の額 円

上記9の猶予確定税額及び利子税の額は、上記10の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(ゆうちょ銀行を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記10の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記9の猶予確定税額に、上記10の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。

(新規)

改正後

改正前

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒 _____
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 - -)

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第25項 贈与税の納税猶予の適用に係る特例（受贈）
第40条の7の10第22項 相続税の納税猶予の適用に係る特例（受贈）
事業用資産について次のとおり会社設立に伴う事業用資産の現物出資に関する承認申請をいたします。

贈与者・被相続人	住所	氏名
贈与・相続（遺贈） のあった年月日	令和 年 月 日	現物出資をした年月日 令和 年 月 日
現物出資直前の猶予中贈与税・相続税額		円

1 現物出資により設立された承継会社に関する事項

① 会社名	
② 本店の所在地	
③ 会社の整理番号 (会社の所轄税務署名)	()
④ 事業種目	
⑤ 資本金の額	
⑥ 資本準備金の額	
⑦ 発行済株式等の総数等	

2 現物出資に関する定款の記載事項

申請者が現物出資をした全ての資産	① 現物出資をした資産の価額 円	② ①に割り当てられる株式等の数等 株・口・円
うち特例（受贈）事業用資産	円	株・口・円

3 取得をした株式等に関する事項

① 取得年月日	令和 年 月 日
② 取得した全ての株式等の数等	株・口・円
③ ②のうち、特例（受贈）事業用資産に係る数等（2②の数等）	A 株・口・円
④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時の価額	B 円
⑤ 特例（受贈）事業用資産とみなされる③の株式等の取得時の価額（④の価額）	円

4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳

	④ 免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名	⑤ ④に係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額	⑥ ⑤に係る株式等の数等 (A×⑤/B)
免除対象贈与に係るもの		円	株・口・円
		円	株・口・円
		円	株・口・円
上記以外		円	株・口・円
合計（Bの額及びAの数等）	B	円	A 株・口・円

関与税理士	電話番号
通信日付印の年月日 (確認)	入力 確認 納税猶予整理番号
年 月 日	

(資 12⑥-41-A 4 統一) (令 4.6)

(新規)

※欄には記載しないうるべき事項がない。

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける特例（受贈）事業用資産の全部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった場合において、その事業の用に供されなくなった事由が特定申告期限（その特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から5年を経過する日後の会社（以下「承継会社」といいます。）の設立に伴う現物出資による全ての特例（受贈）事業用資産の移転につき、同法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の規定による税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その移転があった日から1か月以内です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その移転した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その移転があった日から2か月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

1 この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第22項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第25項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。

2 「1 現物出資により設立された承継会社に関する事項」は、設立時における承継会社に関する事項を記載してください。

3 「2 現物出資に関する定款の記載事項」は、承継会社の設立に当たり作成された定款の記載に基づき、特例事業受贈者・相続人等（申請者）が現物出資した資産に関する事項を記載します。

4 「3 取得をした株式等に関する事項」の各欄は、現物出資により取得をした承継会社の株式等に関する事項を記載してください。

なお「④ 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「1 現物出資をした特例（受贈）事業用資産の明細」欄の合計額を記載してください。

5 「4 特例受贈事業用資産とみなされる株式等の内訳」欄は、現物出資をした資産のうちの特例受贈事業用資産がある場合に次により記載してください。

(1) 「⑤ 免除対象贈与に係る前の贈与者の氏名」欄及び「⑥ ⑤に係る特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、「現物出資資産に関する明細書」の「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄の記載に基づき記載してください。

(2) 「⑦ ⑥に係る株式等の数等」欄の計算に当たり1未満の端数が生じた場合には、⑥欄の株式等の数等の合計が3の③欄の株式等の数等と一致するよう調整をしてください。

6 添付書類

(1) 承継会社の定款の写し

(2) 承継会社の登記事項証明書

(3) 「現物出資資産に関する明細書」

(4) 「現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）」及び「（同）別紙」*1

(5) 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する「必要経費不算入対価等の明細書」

(6) 「現物出資をした事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書（現物出資承認申請用）」*2

(7) 現物出資をした事業用資産の区分に応じ、次の書類

事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する 償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原 動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に 該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等 に書類の発行の依頼をしてください。）

(8) 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から現物出資の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書*3

(9) 特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が(7)の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

(10) その他参考となる書類

*1 「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

*2 直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から現物出資の日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

（新規）

改正後

改正前

□□□□□□□□

第____号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

令和____年____月____日

____ 税務署長 _____ 印

事業用資産の現物出資による会社設立に
関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

令和____年____月____日付で申請のありました、事業用資産の現物出資による
会社設立に関する承認申請を承認
却下いたします。

この通知に係る処分理由 _____

.....
.....

(注) 承認を受けた当該現物出資に係る株式又は持分は特例（受贈）事業用資産とみなさ
れます。

() 枚のうち () 枚目

(資 12⑥-42-2-A 4 統一)

(新規)

改 正 後

事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「事業用資産の現物出資による会社設立に関する承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

改 正 前

（新規）

改 正 後

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する者

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日*の翌日から3か月を経過する日までに特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります。

※ 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続税」などの箇所については、該当部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「贈与者」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

(3) 3の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が報告基準日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

イ 報告基準日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

※1 「免除対象贈与」とは、特例事業受贈者に係る贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合の当該贈与をいいます。

2 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

② 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）

(新規)

改正後

改正前

現物出資に係る承継会社に関する明細書
(継続届出用)

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名	入力 欄	確認 欄
---------------------	---------	---------

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項の規定による継続届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)
-------------------------	-----------------

この届出書を提出する日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注1) までに終了する各事業年度における総収入金額	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
---	-------------	--------------	--------------

特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)(直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事由
---	-------	----

資産保有型会社に関する事項

1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項
※ 1欄の事項に該当する場合には、2欄の①から④欄までの記載及び3欄の記載は不要です。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。)

2 特定資産の保有割合等の計算

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円

⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社 ^(注2) に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	m
美術品、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n
	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o
現金、預貯金等	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注3) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	
⑥ 剰余金の配当等の額(直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注4)	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	
⑦ 上記⑤a及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円	円
⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/③×100)	%	⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④) %	%

3 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合^(注5、6)に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有^a 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書(継続届出用) 別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

※ 欄には記載しないようになっています。

この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税滞り等の継続届出書と一緒に提出していただく必要があります。

(新規)

改正後

改正前

記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に同法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

2 記載方法

(1) 「この届出書を提出する日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。

(2) 「1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「④ 直前の事業年度における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑧/④）」欄までの記載及び「3」欄の記載は不要です。

(3) 2の「⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特別の関係がある者をいいます。

4 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

5 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）別紙
 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日～令和____年____月____日）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限[※] 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和____年____月____日

（令和____年____月____日～令和____年____月____日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 (1)イの「1の割合を減少すべき期限」が特例（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限（当該報告基準日の翌日から3か月を経過する日）

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能なきには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※欄は記入しなくても構いません。

(新規)

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 27 項第 2 号又は第 40 条の 7 の 10 第 25 項第 2 号において準用する同法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号に規定する資産保有型会社又は同項第 9 号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書又は同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A = 当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B = 当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C = 過去 5 年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

令和____年____月____日

税務署
受付印

税 務 署 長

〒
届出者 住所 _____
氏名 _____
(電話番号 - -)

下記の承継会社について、特定資産の保有割合^(注1)を基準割合未満に減少させましたので、特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させましたので、

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第17項 の規定により下記のとおり届け出ます。
租税特別措置法施行規則 第23条の8の9第15項

※欄は記入しないでください。

(新規)

1 現物出資に係る承継会社の名称 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日(3(2)の場合は事業年度) _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限[※] _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の日、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の 保 有 割 合 _____ %
運 用 入 収 入

(2) (1)の割合に減少させた年月日(3(2)の場合は事業年度) _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	電 話 番 号
※	通信日付印の年月日 (確認) 入 力 確 認 納税猶予整理番号
年 月 日	

改 正 後

改 正 前

(裏)

- 1 この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社に係る租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 27 項第 2 号又は第 40 条の 7 の 10 第 25 項第 2 号において準用する租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号に規定する資産保有型会社又は同項第 9 号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書又は同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。
- なお、この届出書の提出期限は当該期限から 2 か月を経過する日（同日が租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から 3 か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。
- ※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第 70 条の 6 の 10 第 10 項に規定する特例相続報告基準日を行います。
- 2 標題の「特定資産の保有割合
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※ A = 当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B = 当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対象表に計上されている帳簿価額の合計額

C = 過去 5 年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号に規定する特別関係者が当該承継会社から受けた同号に規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

(新規)

改正後

改正前

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書
(継続届出用)

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名	入 力 確 認
贈与者、被相続人 の氏名	※

1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^(注)の翌日からその基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 税額の明細は、次のとおりです。

期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事 由 が 生 じ た 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円
<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	. . .	株(口)円	円

※欄には記載しないください。

2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定に該当することにより免除された猶予中 贈与税 税額の明細は、次のとおりです。

番号	該当する免除規定 (該当する規定にレ点を付し、項号を記載してください。)	免除された猶予中 贈与税・相続税額
<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号		円
<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号		円
<input type="checkbox"/> 第70条の7の5第 項第 号 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6第 項第 号		円

3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細

「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 税額の明細は、次のとおりです。

番号	認可決定日	剰余金の配当等の額	再計算免除贈与税・相続税額
	. . .	円	円
	. . .	円	円
	. . .	円	円

(資12⑥-47-A 4 統一)

(新規)

改 正 後

(裏)

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとで作成してください。

2 記載方法等

- (1) 「1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄
- イ 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
- (ロ) 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
- (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
- (ニ) 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
- (ホ) 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- ロ 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
- (イ) 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
- (ロ) 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- (ハ) 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- (ニ) 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
- (ホ) 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- (2) 「2 差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項から第14項までの規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の6第13項から第15項までの規定による免除を受けた場合に記載します。
- (3) 「3 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第21項の規定又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第22項の規定による免除を受けた場合に記載します。
- (注) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

改 正 前

(新規)

改正後

改正前

贈与税 相続税
現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

令和____年____月____日に 贈与者 受贈者 (氏名: _____) 相続人等

(住所: _____) が死亡し、租税特別措置法
第70条の6の8第14項第____号
第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 _____ 贈与者 受贈者との続柄 _____
住所 _____ 氏名 _____ 相続人等
電話 _____

1 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和____年____月____日
相続(遺贈)があった

2 特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）
の現物出資をした年月日 令和____年____月____日

3 死亡日の直前における猶予中 贈与税 相続税 額 _____ 円

4 死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額 _____ 株・口・円

【承継会社株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

免除対象 贈与に係 るもの	免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項			左記の者に係る株式等の数又は金額（株・口・円）		
	贈与年月日	前の贈与者 の氏名	前の贈与者の住所	㉔死亡日の 直前	㉕免除を受け る株式等	㉖死亡日の後 (㉔-㉕)
・ ・ ・						
・ ・ ・						
・ ・ ・						
	上記以外					

5 免除を受ける 贈与税 相続税 額 _____ 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記3の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 × $\frac{\text{免除を受ける承継会社株式等の数又は金額}^{(注1)}}{\text{上記4の「死亡日の直前において有する承継会社株式等の数又は金額」}}$ = 免除を受ける贈与税額^(注2) (円)

この欄の金額を上記5の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【承継会社株式等の内訳等】の「㉕免除を受ける株式等」欄に記載した数又は金額を転記してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

6 贈与者 住所 _____ 氏名 _____
被相続人

7 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者又は特例事業相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産について納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

※欄は記入しないでください。

(新規)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日				

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合に使用し、この場合以外には「事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」を使用してください。

(注) 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「前の贈与者」といいます。）となります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者
相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	贈与者の死亡の時に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
②	贈与者が死亡した場合	第2号

- (2) 本文の「令和____年____月____日に受贈者（氏名：____）（住所：____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- 贈与者
- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- 相続人等
- (4) 4の【承継会社株式等の内訳等】欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者が死亡日の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。
- イ 死亡日の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のもは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。
- ロ 「免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。
- ハ 「⑧免除を受ける株式等」欄は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④死亡日の直前」欄に記載した数又は金額を転記してください。
- 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- 4 この届出書の添付書類は、「「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 前

(新規)

改正後

改正前

現物出資に係る承継会社に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人 (受贈者)の氏名		入 方 課 税	
---------------------	--	---------	--

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項
第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における現物出資に係る承継会社に関する
明細は、次のとおりです。

現物出資に係る承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)
死亡等の日 ^(第1) の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額	① 直前の事業年度 円 ② 2期前の事業年度 円 ③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(第2) の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換等となったこと、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日 事 由

資産保有型会社等に関する事項

1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項
 ※ 1 前の事項に該当する場合には、2 欄の①から③欄までの記載及び3 欄の記載は不要です。

死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、現物出資に係る承継会社が資産保有型会社等であるとした場合に租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。)

2 特定資産の保有割合等の計算

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度(年)における特定資産の帳簿価額及び運用収入	円
有価証券	円
不動産	円
ゴルフ場その他の施設の利権に関する権利	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	円
現金、預貯金等	円
⑥ 剰余金の配当等の額(直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) ^(第5)	円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円
⑨ 特定資産の保有割合 (⑦/①×100%)	%
⑩ 特定資産の運用収入割合 (⑧/④)	%

3 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第22項ただし書又は同令第40条の8の2第25項ただし書若しくは第27項ただし書に規定する場合^(第6、7)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「現物出資に係る承継会社に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

(資12⑤-51-1-A 4 統一)

(新規)

本欄には記載しなくても構いません。この明細書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税額等の免除届出書と一緒に提出してください。

改 正 後

改 正 前

記載方法等

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人が、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとく作成してください。

2 記載方法

(1) 「死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額」欄は、各事業年度における営業外収益及び特別利益を除いた総収入金額を記載します。

(2) 「1 租税特別措置法施行令第40条の8第24項第2号又は第40条の8の2第30項第2号の要件に関する事項」欄に該当する場合には、「2」欄のうち「④ 直前の事業年度における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)」欄までの記載及び「3」欄の記載は不要です。

(3) 2の「⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入」欄の「帳簿価額」は直前の事業年度末における承継会社の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額を記載し、「運用収入」は直前の事業年度における特定資産に係る運用収入を記載します。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の7第2項第8号に規定する特別関係者をいいます。

5 承継会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の事前及び同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る承継会社に関する明細書
 (免除届出用)別紙
 【一定の事由により特定資産の保有割合又は
 運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 (受遺者)の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日 (1)イの場合はその事業年度) _____年____月____日
 (____年____月____日 ~ ____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} _____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%
 運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日 (1)イの場合は事業年度) _____年____月____日
 (____年____月____日 ~ ____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

※欄は記入しないでください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^(注 6)（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 27 項第 2 号又は第 40 条の 7 の 10 第 25 項第 2 号において準用する同法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号に規定する資産保有型会社又は同項第 9 号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合又は同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る
期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書
(免除届出用)

受贈者、相 続人(受遺 者)の氏名		入 ※	力 ※	確 認
-------------------------	--	--------	--------	--------

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日^(注1)の直前の特例(贈与・相続)報告
第40条の7の10第27項 贈与税
基準日^(注2)の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 相続税 額の明細
は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・ ・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・ ・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・ ・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・ ・	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 承継会社株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	・ ・ ・	株(口)円	円

※欄には記載しないようご注意ください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

(記載方法等)

1 この明細書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法等

- (1) 「期限の到来した事由」とは、それぞれ次の事由となります。
- イ 「承継会社株式等の一部譲渡等」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第2号に該当した場合をいいます。
 - ロ 「合併により消滅」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第3号に該当した場合をいいます。
 - ハ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第4号に該当した場合をいいます。
 - ニ 「会社分割」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第5号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第5号に該当した場合をいいます。
 - ホ 「組織変更」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第5項第6号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- (2) 「事由が生じた年月日」とは、それぞれ次の日となります。
- イ 「承継会社株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
 - ロ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
 - ハ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
 - ニ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
 - ホ 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日又は③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
 - (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日又は②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

(新規)

改 正 後

改 正 前

贈与税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)
相続税

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項
第70の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

同法 第70条の6の8第14項第3号 の規定により次の 贈与税
第70条の6の10第15項第2号 の規定により次の 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒

住所 氏名
(電話番号 - -)

承継会社の商号

1 特例(受贈)事業用資産である承継会社の株式等(以下「承継会社株式等」といいます。)の贈与に関する事項

	贈与をした年月日	贈与を受けた人の住所	贈与を受けた人の氏名
イ	・ ・		
ロ	・ ・		
ハ	・ ・		

2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額 株・ロ・円

【承継会社株式等の内訳】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の②ハをご覧ください。

	免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項			左記の者に係る株式等の数又は金額(株・ロ・円)	左記の株式等の贈与を受けた人ごとの数又は金額(株・ロ・円)		
	贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所		1イの者	1ロの者	1ハの者
免除対象贈与に係るもの	・ ・ ・						
	・ ・ ・						
	・ ・ ・						
	上記以外						

3 贈与の直前における猶予中贈与税額 円

4 免除を受ける贈与税額 円

5 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日 令和 年 月 日

6 贈与者の住所 氏名

7 贈与をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「現物出資に係る事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資12②-53-A 4統一) (令4.6)

(新規)

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

改 正 前

(真)

1 届出書を提出する人

会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、特定申告期限（同法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。以下同じです。）の翌日から5年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産である承継会社株式等の全てにつき同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、承継会社株式等の贈与を受けた者がその承継会社株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税」「相続税」や本文の「贈与を受けた」「相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした承継会社の株式等に承継会社株式等以外のものが含まれる場合には、承継会社株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 承継会社株式等のうち先に取得をした特例（受贈）事業用資産に係るもの（先に取得をした特例受贈事業用資産が免除対象贈与により取得をしたものである場合には、その非上場株式等のうち先に租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【承継会社株式等の内訳等】欄は、特例事業受贈者が免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記載します。

(4) 免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の免除対象贈与に係るものは「免除対象贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。

(5) 「免除対象贈与に係る前の贈与に係る事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記載してください。

※ 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に免除対象贈与に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。

(3) 「5 特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた年月日」欄には、届出者が承継会社株式等に係る特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「6 贈与者の住所____氏名____」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

(5) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

(新規)

改正後

改正前

特例受贈事業用資産に係る贈与者が死亡した場合の特例受贈事業用資産に係る事業
 現物出資に係る承継会社に関する明細書

特例事業受贈者の氏名		入力	確認
被相続人（贈与者）の氏名			
1 特例受贈事業用資産の贈与を受けた年月日	年	月	日
2 直前基準日 ^(注1)	年	月	日
3 特例受贈事業用資産に係る事業に関する明細 ^{※1}			
屋号	所在場所		
直前基準日の属する年の前年以前の各年（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日 ^(注2) の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額			
前年	前々年	前々々年	
円	円	円	
※ 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者は4欄を記載し、この欄の記載は不要です。			
4 現物出資に係る承継会社に関する明細 ^{※2}			
特例受贈事業用資産の現物出資をした日		年	月 日
承継会社 の名称 (変更前)	本店の 所在地 (変更前)		
直前基準日までに終了する各事業年度（その直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日までに終了する各事業年度を除きます。）における総収入金額			
直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度	
円	円	円	
直前基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその直前基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日			
事実 発生日	年	月	日 事由
直前基準日における資本金の額又は出資金の総額			円
直前基準日における準備金の額			円
※ 承継会社の設立に伴う特例受贈事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた特例事業受贈者はこの欄を記載し、3欄の記載は不要です。			

この明細書は相続税の申告書と一緒に提出してください。
 ※欄は記入しないでください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

(記載方法等)

この明細書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている特例事業受贈者に係る贈与者^(注3)が死亡したことにより同法第70条の6の9の規定に基づき特例事業受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（同法第70条の6の10）の規定の適用を受ける場合において、直前基準日から3か月を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来するときに作成し、相続税の申告書と一緒に提出してください。

(注1) 「直前基準日」とは、贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する特例（贈与・相続）報告基準日であって、その特例（贈与・相続）報告基準日の翌日から3か月を経過する日とその贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限前にあるものをいいます。

(注2) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例受贈事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

(注3) 贈与者には、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（免除対象贈与）である場合における、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）を含みます。

(新規)

改正後

改正前

贈与税の破産等免除申請書
現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の相続税

税務署 受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒 _____

住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

第40条の7の8第27項第2号 第70条の7第16項
租税特別措置法施行令 第40条の7の10第25項第2号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第17項 の規定
により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しなくても構いません。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事情の別及びその事情が生じた年月日

承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にシ点を付けてください。

① 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当

・ 譲渡等があった日 令和____年____月____日
(譲渡先の氏名・名称 _____ 住所・所在地 _____)

② 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当

・ 解散をした日 令和____年____月____日
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日 令和____年____月____日)

③ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当

・ 合併が効力を生じた日 令和____年____月____日
(吸収合併存続会社等^(注1)の名称 _____ 所在地 _____)

④ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当

・ 株式交換等が効力を生じた日 令和____年____月____日
(株式交換完全親会社等^(注2)の名称 _____ 所在地 _____)

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事情に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 ① _____円

② 承継会社株式等^(注3)の譲渡等の対価の額^(注4) ② _____円

③ 承継会社株式等の時価に相当する金額^(注5) ③ _____円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円

⑤ 剰余金の配当等の額(イ+ロの金額)^(注6) ⑤ _____円

イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・(イ _____円)

ロ 承継会社から支給された給与^(注7)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① - (④ + ⑤)) ⑥ _____円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日			

(資12⑥ - 55-A 4 統一) (令4.6)

(新規)

改正後

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等の譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第1号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第1号に該当」する場合は、次の場合をいいます。

(1) 特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第45項に定める者をいいます。

(2) 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために承継会社の株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【1】に該当する場合の添付書類】

① 譲渡等があったことを明らかにする書類

② 譲渡等後の承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。）

③ 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）

④ その他参考となる書類

【2】に該当する場合の添付書類】

① 次に掲げる承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類

・「再生計画」…承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「更生計画」…承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類

・「債務処理計画」…承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類

② 譲渡等後の承継会社の株主名簿の写しその他の書類で承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（承継会社が証明したものに限られます。）

③ その他参考となる書類

2 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第2号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第2号に該当」する場合は、承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

① 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類

② その他参考となる書類

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第3号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第3号に該当」する場合は、承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

① 合併があったことを明らかにする書類

② その他参考となる書類

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項第4号又は同令第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7の2第17項第4号に該当」する場合は、承継会社が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等^(第2)となった場合をいいます。

【添付書類】

① 株式交換等があったことを明らかにする書類

② その他参考となる書類

(注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

(注3) 特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等をいいます。

(注4) 承継会社株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

(注5) 「承継会社株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 承継会社の株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、承継会社の解散前5年間に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

(注7) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(新規)

改正後

改正前

□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____ 様

_____ 第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
_____ 税務署長 _____ @

贈与税 承認
相続税 額の破産等免除申請に対する 却下 通知書（通知用）
一部却下

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第16項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の2第17項

承認
の規定に基づく申請を 却下 します。
一部却下

1 承継会社の名称 _____

2 申請があった破産等免除 贈与税 額 _____ 円
相続税

3 免除した 贈与税 額 _____ 円
相続税

4 却下した破産等免除 贈与税 額 _____ 円
相続税

ほか利子税の額 _____ 円

5 却下した税額の納付期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6 却下した理由

上記4の却下した破産等免除 贈与税 額の額及び利子税の額は、上記5の納付期限までに 急 同封の納付書
相続税 により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付し
てください。

なお、上記5の納付期限までに納付しなかった場合には、上記4の却下した税額に、上記5の納付期
限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付し
てください。

(新規)

改正後

改正前

(裏面)

6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していた特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額)	円
イ 対価の額	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額	円
ニ ハの2分の1に相当する金額 (解散による場合はハの金額)	円
ホ イとニのいずれか大きい金額	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ)	円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 承継会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等
 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定を受ける場合には1)、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定を受ける場合には2)に記載してください。

(1) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (6①)	円
② 納付する税額 (6③+6④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産の交付がある場合には、イ+ロ))	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (6③)のうち株式等以外の財産の価額 (6③ロ)に対応する金額 (6③×6③ロ/6③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額 (6④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (6⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (6③+6④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (6①-6②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

(新規)

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日			

改 正 後

改 正 前

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の株式等の譲渡等その他一定の事由が生じたときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、差額免除の申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（その事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

1 記載方法等

- (1) 「1 この申請に係る事由の別」欄は、該当する事由にレ点を付してください。
 なお、この申請に係る①から④の事由は、それぞれ次のとおりです。
- イ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号」に該当する場合（①の事由）とは、承継会社株式等の全部又は一部を特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者に対して譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）をした場合をいいます。
- ロ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号」に該当する場合（②の事由）とは、承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。
 ※ 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- ハ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号」に該当する場合（③の事由）とは、承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合（当該他の会社が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限ります。）をいいます。
 ※ 株式交換完全子会社等とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社をいいます。
- ニ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第4号又は第70条の7の6第13項第4号」に該当する場合（④の事由）とは、承継会社が解散をした場合をいいます。
- (2) 「3 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数」欄は、譲渡等の対価の額（事由①の場合）、合併対価の額（事由②の場合）又は交換等対価の額（事由③の場合）が、それぞれ承継株式等の時価に相当する金額の2分の1以下である場合において準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用を受けるときに、これらの事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数を記載してください。
 ※1 「合併対価の額」とは、吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。
 2 「交換等対価の額」とは、他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。
 3 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。
- (3) 「3 承継会社の事業の継続が困難な事由」欄は、租税特別措置法第40条の8の5第22項第1号から第5号まで又は第40条の8の6第29項第1号から第5号までに掲げる事由のうち、該当する事由についてその規定を記載してください。

(新規)

改正後

改正前

- (4) 「5 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」欄には、1の事由が①の譲渡等である場合において、その譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等であるとき又はその譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が承継会社の株式等のうち特例対象株式等以外のものを有するときに、その譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が有していた承継会社の株式等について記載します。
- イ 「① 取得年月日」欄は、特例対象株式等については贈与年月日（免除対象贈与に係るものである場合には、前の贈与者に係る贈与年月日）又は相続開始年月日を記載してください。
- ロ 「前の贈与者」とは、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合において、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者にその特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。
- (5) 「6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」欄は、次により記載します。
- イ ③欄の「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、③ホの額を租税特別措置法第70条の6の8又は第70条の6の1の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして同法第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。
- ロ ③イ欄の「対価の額」は、1の事由に応じ、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額を記載します。なお、1の事由が解散の場合には、零となります。
- ハ ③ハ欄の「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- ニ ④欄の「剰余金の配当等の額」は、1の事由が生じた日以前5年以内に支払われたものについて、それぞれの金額を記載します。なお、給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- (6) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項又は第70条の7の6第13項の規定による免除を受ける場合には、「7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等」欄の①②の「納付する税額」を、申請期限までに納付する必要があります。

2 添付書類

- (1) 譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、1の事由のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- (4) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由に該当することとなった時の直前における承継会社の常時使用従業員の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

(新規)

改正後

改正前

□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____ 様

第 号
令和 年 月 日
税務署長 @

承認
却下 通知書 (通知用)
一部却下
現物出資に係る事業用資産についての贈与税 額の差額免除申請に対する 相続税

令和 年 月 日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第12項
租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第13項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第13項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第14項

承認
の規定に基づく申請を 却下 します。
一部却下

- 1 承継会社の名称 _____
- 2 猶予中の 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- 3 申請があった再計算した納税猶予分の猶予中 贈与税 額 _____ 円
- 4 申請があった剰余金の配当等の額 _____ 円
- 5 申請があった差額免除 贈与税 相続税 額 _____ 円
- 6 免除した 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- 7 却下した差額免除 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- ほか利子税の額 _____ 円
- 8 却下した税額の納付期限 令和 年 月 日
- 9 却下した理由

- 10 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 _____ 円
(上記のうち 租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第13項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第14項
の規定により猶予中 贈与税 相続税 額とされる金額 _____ 円)

上記7の却下した差額免除 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、上記8の納付期限までに 同封の納付書に
より日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(ゆうちょ銀行を含む。))又は当税務署へ納付して
ください。

なお、上記8の納付期限までに納付しなかった場合には、上記7の却下した税額に、上記8の納付期
限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付し
てください。

(新規)

改正後

改正前

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書

税務署
受付印

令和____年____月____日
____ 税務署長
〒
住所 _____
氏名 _____
(電話番号 _____)

第40条の7の8第27項第2号 第70条の7の5第14項第1号
第40条の7の10第25項第2号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の6第15項第1号

の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

幸願は記入しないでください。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

- 1 対象会社に関する事項**
- ① 対象会社の名称 _____ 所在地 _____
 - ② 業務の内容 _____
 - ③ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時の直前において承継会社（特例（受贈）事業用資産の現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）の常時使用従業員であった者の数 _____人
 - ④ ③の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数 _____人
 - ⑤ ③・④の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち対象会社が所有又は賃借をしているものの所在地 _____

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、専用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）	円
イ 対価の額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）	円
ハ 剰余金の配当等の額	円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ））	円
イ 対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ/③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）	円

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(新規)

改 正 後

(裏)
《記載要領等》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の7の8第25項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例事業受贈者若しくは当該特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例事業継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日。以下同じです。）において、対象会社^{※1}がその事業を継続している場合^{※2}に該当することにより、準用租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※1 「対象会社」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用に係る譲渡等をした特例（受贈）事業用資産である株式等に係る会社、合併に係る吸収合併存続会社又は株式交換等に係る株式交換完全子会社等をいいます。

※2 「事業を継続している場合」とは、表面の1の④の人数が③の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、③の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

1 記載方法

(1) 「1 対象会社に関する事項」欄は、次により記載してください。

イ ③欄の「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用に係る譲渡等、合併又は株式交換等の時をいいます。

ロ ③欄及び④欄の「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

ハ ⑤欄の「事務所、店舗、工場その他これらに類するもの」が2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。なお、その所在地が対象会社の所在地と同じ場合には、「①と同じ」と記載してください。

(2) 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について次により記載します。

イ ③欄のイの「対価の額」とは、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額又は株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

ロ ③欄のロの「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③欄のイの対価の額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして同法第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。

ハ ③欄のハの「剰余金の配当等の額」は、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定による免除（差額免除）の適用に当たり免除される贈与税・相続税額の計算の基礎となった剰余金の配当等の額を記載します。

ニ ④欄の「納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

2 添付書類

(1) 対象会社が譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日における対象会社の従業員数証明書その他の書類で、譲渡等、合併又は株式交換等の直前において承継会社の常時使用従業員であった者のうち当該2年を経過する日まで引き続き対象会社の常時使用従業員である者の数を証するもの及びその者の一覧表

(2) 登記事項証明書その他の書類で、対象会社が当該2年を経過する日において1の⑤欄の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

改 正 前

(新規)

改 正 後

改 正 前

□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____ 様

_____ 第 号

令和 年 月 日

税務署長 _____ 印

承認
現物出資に係る事業用資産についての 相続税 額の追加免除申請に対する 却下 通知書（通知用）
贈与税 一部却下

令和 年 月 日付で提出があった

租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の6第15項第1号

承認
の規定に基づく申請を 却下 します。
一部却下

1 承継会社の名称 _____

2 猶予中の 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

3 申請があった再計算した納税猶予分の猶予中 贈与税 相続税 額 _____ 円

4 申請があった剰余金の配当等の額..... _____ 円

5 申請があった追加免除 贈与税 相続税 額..... _____ 円

6 免除した 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

7 却下した追加免除 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

ほか利子税の額..... _____ 円

8 却下した税額の納付期限..... 令和 年 月 日

9 却下した理由

10 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

上記7の却下した追加免除 贈与税 相続税 の額及び利子税の額は、至 上記8の納付期限までに 急 同封の納付書に

より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記8の納付期限までに納付しなかった場合には、上記7の却下した税額に、上記8の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額及び利子税の額と併せて納付してください。

(資 12⑨-58-2-A 4 統一)

(新規)

改正後

改正前

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税相続税の再計算免除申請書

(新規)

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の6の8第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の6の10第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の相続税 について、次のとおり

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第2号 において準用する同法 第70条の7第21項
第40条の7の10第25項第2号 の規定の 第70条の7の2第22項 の規定の
適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事情の別

承継会社の名称 _____ 所在地 _____

(※ 承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、承継会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項1号又は第40条の8の2第52項1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、承継会社の有する資産につき 同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日（認可決定日） _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 1の事情の詳細 _____
(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (※1)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (※2)	円
イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 承継会社から支給された給与 (※3) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる承継会社株式等の認可決定日における価額を計算します。)

【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】

a 認可決定日の直前において承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時ににおける承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた承継会社株式等の数又は金額	株 (ロ・円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (※1)	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
	年 月 日			

改 正 後

改 正 前

(裏)
《 添付書類等 》

この申請書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社（当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。）について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その承継会社の有する資産につき評定が行われたことなどにより、その認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（1の事情の①又は②に該当する場合）
 - (1) 認可決定日における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - (2) 承継会社に係る登記事項証明書（認可決定日以後に作成されたもので次に掲げる事項の記載があるものに限りません。）
 - イ 認可決定日の前日において、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の代表権を有する者であった旨
 - ロ 再生計画の認可の決定があった場合にあっては、監督委員又は管財人が選任されている旨
 - (3) 認可決定日における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限ります。）
 - (4) 承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - (5) 承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - 2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（1の事情の③に該当する場合）
 - (1) ③の事実が生じた日（認可決定日）における承継会社の定款の写しその他の書類で、その承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
 - (2) 承継会社に係る登記事項証明書（③の事実が生じた日以後に作成されたもので、その日の前日において、特例事業受贈者・相続人等が承継会社の代表権を有する者であった旨の記載があるものに限りません。）
 - (3) ③の事実が生じた時における承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その承継会社が証明したものに限ります。）
 - (4) 承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限りません。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - (5) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、④の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「承継会社株式等」といいます。）の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額（【承継会社株式等の認可決定日における価額の計算】の「認可決定日における価額」欄の価額）を、贈与又は相続により取得をした特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- (注2) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- (注3) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

(新規)

改正後

改正前

□□□-□□□□

住所

氏名 様

第 号
令和 年 月 日
税務署長 印

承認
現物出資に係る事業用資産についての贈与税 額の再計算免除申請に対する 却下 通知書 (通知用)
相続税 一部却下

令和 年 月 日付で提出があった
租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第21項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の2第22項
承認
の規定に基づく申請を 却下 します。
一部却下

1 承継会社の名称 _____

2 猶子中の 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

3 申請があった再計算猶子中 贈与税 相続税 の額 _____ 円

4 申請があった剰余金の配当等の額..... _____ 円

5 申請があった再計算免除 贈与税 相続税 の額 _____ 円

6 免除した 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

7 却下した再計算免除 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

8 却下した理由

9 猶子期限が確定した 贈与税 相続税 の額 (猶子確定税額)..... _____ 円

ほか利子税の額 _____ 円

10 猶子確定税額の猶子期限..... 令和 年 月 日

11 猶子期限が確定した理由

12 引き続き納税の猶子がされる 贈与税 相続税 の額..... _____ 円

上記9の猶子確定税額及び利子税の額は、上記10の猶子期限までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(ゆうちょ銀行を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、上記10の猶子期限までに納付しなかった場合には、上記9の猶子確定税額に、上記10の猶子期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶子確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。

(新規)

改正後

改正前

災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書
【現物出資に係る事業用資産について贈与税・相続税の納税猶予】

年 月 日

税務署
委付印

税務署長

〒 住所
氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7第30項
第40条の7の10第25項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第31項

の規定の適用を受けたいので承継会社が、次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日 年 月 日

事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日 年 月 日

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項
名称 本店の所在地

2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様
次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

(1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項	① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了時における総資産の価額	円
	③ 災害により減失をした資産の価額の合計額 (注) 1 減失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、準用措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ (③÷②×100) 【30%以上であれば適用可】	%

(2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合は除きます。）

確認事項	① 災害が発生した年月日	令和 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により減失又は損壊をした事業所 ^(注) において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④ (③÷②×100) 【20%以上であれば適用可】	%

(3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合は除きます。）

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由（3号・4号）及び特定日 ^(注) (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：令和 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ (③÷②×100) 【70%以上であれば適用可】	%

※ 上記(3)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

問与税理士 電話番号

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日				

※欄は記入しないでください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

<裏面>

《記載要領等》

1 届出を要する必要がある方

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する租税特別措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項又は第70条の7の2第31項の規定の適用を受けようとするときに使用します。

なお、これらの規定の適用を受けた場合には、（贈与）特定期間内において承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。

- (1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合
- (2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（(1)に該当する場合は除きます。）
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合において、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき（上記(1)又は(2)に該当する場合は除きます。）

(注)1 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日（特定申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から当該最初の特定基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。

2 「特定申告期限」とは、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。

3 資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

4 「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。

2 届出期限

災害等の発生した日から10か月を経過する日

3 書き方等

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」については、災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様に並び、(1)から(3)のいずれかの「確認事項」欄に記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(3)に並び、次の書類を提出してください。

	添付書類	ファイル欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第4項の確認書（同条第1項第1号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	□
(2)	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第2号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（同号に係るものに限ります。）の写し	□
(3)	円滑化省令第13条の2第4項の確認書（同条第1項第5号又は第6号に係るものに限ります。）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の申請書（これらの号に係るものに限ります。）の写し	□

(新規)

改正後

改正前

第70条の7第30項第4号 準用租税特別措置法 第70条の7の2第31項第4号 の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

【現物出資に係る事業用資産について贈与税・相続税の納税猶予】

税務署
 受付印

_____ 年 月 日
 _____ 税務署長

〒 _____
 住所(居所)
 氏名 _____ 電話 _____

第40条の7の8第27項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7第30項第4号
 租税特別措置法施行令 第40条の7の10第25項第5号 第70条の7の2第31項第4号
 の規定の適用を引き続き受けたいので、承継会社に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日 _____ 年 月 日
 事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日 _____ 年 月 日

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項
 ① 名称 _____ 本店の所在地 _____
 ② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由 3号該当 ・ 4号該当
 ③ ②の事由が発生した年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与) 特定事業年度における売上金額	円	B 最初の贈与又は相続開始の時に における常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		要件緩和期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日～ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	円	a 売上判定事業年度の売上金額	円
b 売上割合 (a ÷ A × 100)	%	b 売上割合 (a ÷ A × 100)	%
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	人	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	人
d 雇用割合 (c ÷ B × 100)	%	d 雇用割合 (c ÷ B × 100)	%

※ 資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d 雇用割合」が、右表の「売上割合」の区分(「b 売上割合」により判定します。)に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与) 特定事業年度における売上金額」の売上金額以上 (a ≧ A) となった事実の有無 有 無

※ 「有」に該当した要件緩和期間以後の期間については、上記の規定による要件緩和の適用はありません。

3 添付書類
 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し (P)

関与税理士 _____ 電話番号 _____

※ 通信日付印の年月日 (確認) _____ 入力 _____ 確認 _____ 納税猶予番号 _____
 _____ 年 _____ 月 _____ 日

*欄には記載しないこと。この届出書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

(新規)

改 正 後

改 正 前

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等で、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けたことにより、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する租税特別措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用を受けた方（「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」欄の3に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に使用します。

2 届出期限

特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の翌日から3月を経過する日
※「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限と同じです。なお、この届出書は継続届出書と一緒に提出してください。

3 書き方等

- (1) 「1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項」欄
「② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由」及び「③ ②の事由が発生した年月日」欄は、準用措置法第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用に当たり提出した「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の記載に基づき、記入してください。
- (2) 「2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項」欄
イ A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与」特定事業年度）といいますが、の売上金額に売上判定事業年度（下記ハ参照）の月数を乗じてこれを（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
※ 売上判定事業年度の月数が要件緩和期間で異なる場合には、二段書するなど、区別して記載してください。
ロ B欄は、現物出資をした事業用資産に係る事業について措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける最初の贈与又は相続開始の時における当該事業に係る常時使用従業員の数を記入してください。
ハ 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
(注) 1 「要件緩和期間」とは、（贈与）特定期間における直前の特定基準日の翌日から特定基準日までの各期間（当該災害等が発生した日から同日以後最初に到来する特例（贈与・相続）報告基準日までの期間については、当該期間）をいいます。
2 「（贈与）特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合には、当該株式等を取得した日から当該最初の特定基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限りません。）をいいます。
3 「特定基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。
ニ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）について、要件緩和期間ごとに、当該要件緩和期間において終了する売上判定事業年度の売上金額を記入します。
ホ 「c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」は、各要件緩和期間に係る特定基準日における常時使用従業員の数を記入します。
なお、「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。
ヘ 承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。
(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

(新規)

改正後

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）

(注) 上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《提出部数及び添付書類》

この申請書は、以下に掲げる書類並びに他の表及びその添付書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正前

【第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等】

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

《記載要領》

- 1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
 - (1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
 - (2) 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
 - (3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）

(注) 上記(1)又は(2)の場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- 2 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。
- 3 「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 5 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《提出部数及び添付書類》

この申請書は、以下に掲げる書類並びに他の表及びその添付書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等
- 2 財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

令和____年____月____日


 国税庁長官

下記1の者は、令和____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
 なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄附者

住所	フリガナ氏名	死亡年月日 (年齢)
		令和____年____月____日 (____歳)

2 届出者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住所・電話番号	フリガナ氏名 (生年月日)	職業	上記の者との続柄 又は関係
(1) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(2) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(3) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(4) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(5) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(6) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-14-A4統一)(令4.6)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

令和____年____月____日


 国税庁長官

下記1の者は、令和____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
 なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。

1 寄附者

住所	フリガナ氏名	死亡年月日 (年齢)
		令和____年____月____日 (____歳)

2 届出者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住所・電話番号	フリガナ氏名 (生年月日)	職業	上記の者との続柄 又は関係
(1) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(2) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(3) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(4) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(5) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		
(6) 〒_____(____-____-____)	(明・大・昭・平・令 . . .)		

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

(資13-14-A4統一)(令3.6)

改正後

改正前

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

【記載要領等】

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）